

平成 26 年第 3 回定例会

総務常任委員会会議録

平成 26 年 9 月 11 日

高 森 町 議 会

## 平成26年第3回定例会総務常任委員会記録

平成26年9月11日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） おはようございます。定足数に達しましたので総務常任委員会を開会します。本日、1名の方が委員会の傍聴の申し出がありましたので、委員会条例第17条の規定により、傍聴を許可することにいたしました。このことにより、1名の傍聴を許可します。

おはようございます。傍聴の方に申し上げます。委員会開催中における私語発言等があった場合には退場していただきます。なお、録音機器の持ち込みは禁止いたします。携帯電話につきましては、電源をお切りいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴者の方は全て係員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第1、まず、本委員会に付託されました会計課関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは会計課の説明を求めます。

○会計課長（岩下公治君） おはようございます。会計課、岩下です。よろしくお願いいたします。

それでは、決算ということですので66ページ、67ページ、68ページ、69ページまでが会計課になっておりますので、お聞き願いたいと思っております。67ページを見てください。よろしいでしょうか。それでは25年度、決算について申し上げます。旅費につきましては、2万1,000円の予算に対しまして1万6,800円ということで、5,200円が不用額となっております。旅費につきましては基本的に職員研修で、出納・決算事務の運用実務講座に当時の係長、河崎のほうで福岡の研修に行っております。事由につきましては5万7,000円の予算で、5万4,374円が支出しております。不用額は2,626円です。これは基本的に会計課関係のトナーの事務費、プリンターの事務費、トナー等でございます。それから使用料につきましては5,000円を計上いたしておりましたが、これは先ほど言いました研修の折に高速使用料を上げておりましたが、バスで行っ

たということでこれは不要額5,000円が出ております。

次のページ、69ページをご覧いただきたいと思います。19節、負担金補助及び交付金、3万4,000円の予算に対して3万3,600円ということで400円不用でございますが、これは研修の研修費負担金を支出しております。

以上が会計課の決算でございます。以上でございます。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

以上で、会計課に関連する付託案件については終了いたしました。会計課の皆さん、お疲れでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第2、本委員会に付託されました監査委員事務局関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは監査委員事務局の説明を求めます。

○監査委員事務局（甲斐敏文君） おはようございます。監査委員事務局の甲斐です。総務常任委員会に付託されました監査委員事務局に関する事項は、歳入歳出決算書でありますので決算書をもとに進めさせていただきます。まず、決算書の事項別明細書でご説明いたしますので、決算書の90ページ、91ページをお開きください。

款の総務費、項の監査費、目の監査費でございます。まず、監査費の予算総額116万4,000円。補正他流用等はございませんで予算現額同じく116万4,000円。支出済額、112万370円となっております。不用額が4万3,630円です。監査委員事務局としては特に説明が必要な100万円以上の事業費や、不用額の20万円以上に該当するものはございません。

以上、歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げました。以上でございます。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

以上で、監査委員事務局に関連する付託案件については終了いたしました。お疲れでした、どうも。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第3、本委員会に付託されました議会事務局関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局庶務係長（白石孝二君） おはようございます。議会事務局庶務係長の白石です。よろしくお願いします。

平成25年度高森町歳入歳出決算についてご説明申し上げます。お手元の決算書、62ページ、63ページをお開きください。議会事務局で所管しております歳出予算につきましては、1款、議会費、2項、議会費、1目の議会費のみです。少額の費用額については説明を省かせていただきます。まず、9節の旅費の不用額が13万1,969円となっておりますが、これは急な上京や出張等に対応できるよう余裕をもって積算していたため、少し多めに残っております。続きまして、13節の委託料の不用額が12万5,820円となっております。これも会議録作成について本会議、常任委員会の延長を考慮し、余分に計上していたためです。18節、備品購入費につきましては、平成25年度に議長室の42型テレビ及び議場清掃用のサイクロン掃除機を購入しております。

簡単ではございますが、議会費の歳出決算の説明については以上になります。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 続いて、討論を行います。討論はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第4、議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局庶務係長（白石孝二君） 議会事務局庶務係長の白石です。

それでは平成26年度一般会計補正予算についてご説明申し上げます。一般会計補正予算書の9ページをお開きください。9ページの一番上になります。1款、1項1目の議会費の備品購入費につきまして、ブルーレイ内蔵型の議会録画閲覧用テレビ購入費用12万8,000円を計上させていただきました。これは平成27年4月1日から本格稼働する高森ポイントチャンネルの放送に備え、番組として適するか否かを判断していただき、議会中継録画を議員の皆さんで視聴していただくためのテレビ購入でございます。テレビ画面の大きさは40型、ブルーレイディスクドライブが内蔵されておりますので、DVDをすぐに再生、視聴することができます。

以上、簡単でございますが、補正予算の説明とさせていただきます。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

○議会事務局長（佐藤幸一君） 委員長。私が補足で説明を、今の件でよろじますか。

○委員長（立山広滋君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（佐藤幸一君） この間、全員協議会でもお話しましたように、一般質問の一问一答式ということで、今年、試行という形でしております。それで申し上げますように、一问一答の一般質問等におきまして委員さんのいわゆる一般質問の内容について検討していただくというようなことで、今回このブルーレイの40型ということで購入を計画しました。そういうことで、この委員会室に常時置きたいなというような考えを持っておりますので、そういう意味ではこのテレビ、ブルーレイディスク付きのを購入して一问一答の一般質問の議員さんの

質を高めようという目的もございますので、補足して説明させていただきます。

○委員長（立山広滋君） はい。これから本案について採決します。

議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議会事務局に関連する付託案件については終了いたしました。議会事務局の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第5、本委員会に付託されました財産管理課関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは財産管理課の説明を求めます。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課課長、安方です。よろしくお願いいたします。

平成25年度高森町各会計歳入歳出決算について、ページに沿って係より説明させます。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

財産管理課長補佐、田上でございます。よろしくお願いいたします。

それではページに沿ってご説明させていただきたいと思っております。

まず歳入の部でございます。28、29ページをお開きください。12款の分担金及び負担金で、4目、衛生費負担金、この中で環境衛生負担金、13万6,850円になっております。これは防疫殺虫剤でございます。昨年、119本負担していただいております。

続きまして、30、31ページをお開きください。13款の使用料及び手数料、1項、使用料、3目、民生費使用料ですが、このうち1節の河原総合センター使用料、これは7,200円使用料として上げております。

続きまして、32、33ページをお開きください。款、項一緒でございます。目のほうが5目、農林水産費のうち農林水産使用料で、1節、物産館の工場使用料、これにつきましては202万6,114円となっております。これは、物産館の加工場の電気料が主でございます。続きまして、6目の商工費使用料、1節、湧水トンネル公園使用料、3,363万8,600円、入っております。これは湧

水館使用料でございまして、10万1,000人ほどの昨年は利用がっております。2節、高森公園野外ステージ使用料で4,000円入っております。3節、温泉館使用料で2,733万4,593円入っております。昨年は14万3,000人弱の利用でございました。同じく、9目になりますけれども教育費使用料で、1節の社会教育施設使用料、234万6,000円入っております。これは社会体育関係の施設、体育館、グラウンド等を含みました施設の使用料が234万6,000円入っております。

続きまして34ページ、35ページをお開きください。2項の手数料になりますけれども、手数料の中で4目、衛生費手数料、1節の犬登録及び注射手数料で、31万3,000円入っております。これにつきましては、登録が昨年は35件、1件3,000円でございます。注射が416件、併せまして31万3,000円ということで入っております。

続きまして52ページ、53ページをお開きください。16款、財産収入、1項、財産運用収入のうち1目、財産貸付収入で、1節の建物貸付収入で631万2,095万円になっておりますが、これは財産管理のほうでしております貸付地のほうで、関係の収入のほうで97万6,641円、それに温泉館分が518万1,154円ということで合わせましたところで631万2,095円ということでございます。同じページの2項、財産売払収入の3目、不動産売払収入のうち1節、土地売払収入で616万3,438円となっております。これは工業団地の入口の左側部分をトリックスのほうに売買しております。その分が582万2,850円入っております。それに県の砂防の工事の中で、高森の城山の分がありましてその分を売買しております。それで34万588円入っております。

続きまして56、57ページをお開きください。20款、補修金の4項、雑入の2目の雑入、2節の雑入で2,430万821円入っておりますけれども、このうち117万708円につきましては財産管理費の分で、コピー料とか土地の貸付料、維持料等含んでおります。財産管理費分が117万8,708円になります。あとはもう一つ、温泉館のほうのロッカー等の使用料で294万9,561円となっております。歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出のほう、お願いしたいと思います。まず、68ページ、69ページをご覧ください。2款の総務費でございますけれども、その6目、町有林管理費、これにつきましては、歳出の主なもので不用額等の補正についてご説明しております。賃金と委託料、それに主要なもので不用額、生じておりますけれども、これは本年、大雪等によりまして3月まで山のほうが行けませんでございました。で、けやきのほうが、する予定のところができないということでござい

ましたので、その分、不用額ということとなっております。

続きまして、72ページ、73ページをお開きください。目が10目の墓地管理費でございます。これにつきましては賃金と需用費です。

続きまして、94、95ページをお開きください。3款、民生費、1項、社会福祉費のうち3目の河原総合センター管理費分についてご説明申し上げます。これにつきましては、河原総合センターの賃金と需用費でございますけれども、不用額等の20万円以上はございません。河原総合センターに関する賃金が管理者の賃金ということで、あとは電気料でございます。と、保険料でございます。

続きまして112ページ、13ページをお開きください。4款、衛生費、1項の保健衛生費のうち4目環境衛生費でございます。これにつきましてはご説明申し上げます。これにつきましては、需用費のうち231万1,098円の内、水道を町のほうに水を流しております。その分水道代の分でございます。これ、委託料で267万7,000円出ておりますけれども、これにつきましては、昨年はNPOのフォークスクールのほうに環境パトロールということで、不法投棄の環境等の見回り等も含めましたところでパトロールのほうで委託しております、それが267万円ということでございます。

続きまして120ページ、121ページをお開きください。5款の農林水産業費、1項の農業費のうち10目、物産館等管理費でございます。これにつきましては、物産館加工場等に関する経費でございます。この主なものにつきましては、需用費につきましては電気料が主でございます。あと、備品購入費が36万5,820円出ておりますけれども、これにつきましては冷蔵庫を奥阿蘇物産館のほうに大型冷蔵庫を置かれておりますので、その分でございます。

**○施設管理係長（甲斐武敏君）** 施設管理係長の甲斐です。

では観光費からいきたいと思います。ページは128ページから129ページ、6款、商工費、4目の湧水館管理費で、11節の需用費で、不用額が20万7,788円出ております。これは印刷製本費が10万8,935円、光熱水費が10万6,974円です。13節の委託料で、1,320万1,530円ですけど、この内訳は観光協会に360万円、農業用水代表者会に217万3,000円、トンネル内の崩落の点検の時に462万円等です。

次、130ページ、131ページをお開きください。温泉館管理費が、1節、報酬費で1,906万7,658円ですけど、この内訳として温泉館の管理者3名と非常勤職員20名が含まれております。11節の需用費で、81万759円不用額が生じております。これは燃料費が48万7,118円、光熱水費が30万1,280円で、最終補正時には予期できなかったためです。



次、156ページ、157ページをお開きください。9款、教育費、6項、社会教育費、5目の社会教育施設費で町民体育館の分の、11節の需用費で、104万4,228円不用額が生じておりますが、町民体育館の分が含まれていますので施設管理課の分が80万2,363円不用額が出ております。これは電気料で最終補正費では予測できなかったためです。15節の工事請負費で1,807万500円、内訳が高森自然学校解体費で253万500円、色見総合センター太陽光の整備で1,554万円です。18節の備品購入費で、町民体育館の芝刈り機が107万6,250円、高森自然学校のテーブル等に93万7,755円等です。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

71ページ。高森総合センター管理費の18節の備品購入費、これはいつどのような備品を買ったのかお尋ねをしたいと思います。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上です。

申し訳ございませんけれども高森総合センター管理費につきましては、総務係のほうでいたしますので申し訳ございません。

○委員長（立山広滋君） 芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。それから監査委員の意見書の中に、財産の管理状況ということがありますがけれども、その中で現在使用されていない備品及び耐用年数の経過した備品については、検証し廃棄するなどの整備をされたいというような監査からの指摘がございます。今後ですね、こういった指摘に対してどのようなことで対応するように考えておるのかお尋ねしたいと思います。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上でございます。

これにつきましてもですね、総務係のほうで共同でやっておりますので、今不要な分というのはかなり前のパソコン等が多数あります。順次、不用品については備品から外して廃棄をしておるところでございますので、今後課ごととかそういう感じで詳細に追っていきながら廃止の手続きをしていきたいと思っております。総務係と共同でですね、やっていく必要がございますので一緒にやっていきたいと思っております。

○委員長（立山広滋君） ほかに発言ありませんか。興柁委員。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

温泉館について一つお尋ねをしたいと思います。温泉館については一般質問のほうで詳細に説明等あろうと思っておりますが、25年度の運営状況、収支状況は町民

に対して回覧等が流れておりますが、これを見ますと月10万円程度の赤字というような表現で文書が出ると思っています。今後、温泉館運営についてどのような措置をなされていかれるか、ご検討されているか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課課長、安方です。

公募ですね、今後する予定でした、指定管理者の。これのまだ後の一般質問があると思しますので、全員協議会にお話したいと思ってたんですけど、一般質問がありましたのでこの問題については取り下げましたけど、今、お話をします。今度債務負担行為で上げるつもりだったんですけど、来年選挙ということで町長と協議しまして選挙も終わってそういうことを協議したいということで指定管理者の公募は取り下げました。そして今現在、昨年の10万4,000円ぐらいの1日当たりの赤字でした。今年度は5万6,400円ぐらいの赤字になってるようです。どうするかって言われると、一番は入館料を増やすしかありませんけど、そこをどうやって増やすかを考えておりますけど、難しいですね。

○委員長（立山広滋君） はい、興柁委員。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。25年度で指定管理者を探すということで、1名の応募があったんですけど、公募が。しかしそれが要件を満たさなかったということで26年度に繰越したわけですね。で、指定管理者を探すような形でなされとったと思いますが、今の説明では来年度にまた持ち越すような説明ですね。その原因としては今言われた選挙があるから。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課、安方です。

来年、町長と総務課長と協議しました結果、今度の新しいあれで協議したがいいんじゃないかということで。要するに去年は1年で、指定管理期間の1年ということでちょっと無理な感じはあったんです。今年は公募しようと思って計画しましたが、そういうことを協議した結果、来年選挙が終わってそういうことも協議したがいいんじゃないかということで町長とお話をして、今度は取り下げとさせていただきます。

○委員長（立山広滋君） 興柁委員。

○委員（興柁壽一君） 今現在は1日に換算すれば5万いくらというわけですかね。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課課長、安方です。

5万6,000円です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。はい、後藤委員。

○委員（後藤英範君） はい、後藤です。

温泉館は私ども毎日、ほとんど行きよりますが、今の経営をですね、もうちょっと人件費減らす方向ですれば、だいたい人件費がどのくらいかかりよるですか。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課課長、安方です。

25年度は2,697万2,000円。そのうち去年まではですね、職員ですね、これは今、施設管理係長の甲斐君の給料が入っております。今年はその分が入ってなくでほしい1,900万円あたりの予算を取ってます。正直申しまして人件費を減らすということは大変難しい問題じゃなかろうかと思えます。3時間、4時間で3人、で、管理者の方3名は20万円ですね、ひと月。あとの方は非常勤で今、20名いらっしゃいますけど、湯殿の掃除清掃の方が今5名ですもんね。あとはほしい3名ぐらいでの3時間、3時間で回します。3つですね。朝、昼、晩。そういう状況で人件費を減らすっていうことは今の段階では大変難しいんじゃないかと思えます。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、後藤委員。

○委員（後藤英範君） 後藤です。

お宅あたりはよその温泉館でもどういう経営をしたらどうか見られたことはございますか。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課課長、安方です。

行っておりません。

○委員（後藤英範君） おりませんでしょ。

○委員長（立山広滋君） どうぞ、後藤委員。

○委員（後藤英範君） はい、後藤ですが、休みの時はですね、下のほうの温泉に俺も行くわけです。高森が休みのときだけ。課長さんも来なはるけん分ろうが、お金を払うとはですね、あそこはほとんどどこでも1人ですね。ところが高森の場合は3人ぐらいおることもちよいちょいあるですね。あれも多分人件費の内に入りやせんですか。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課課長、安方です。

今、おっしゃったとおりうちの場合はサウナとかもございまして、男女もありますのでそのマット替え、その方の分は2名配置しております。で、清掃もやっておりますので、最低3名はいるんじゃないかと考えております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） どうぞ、後藤委員。

○委員（後藤英範君） せっかくこれは赤字が出らんようにやっていくからにはですね、やっぱりよそのやり方も行って、視察でもする必要はありやせんかと思えます。どういうふうに思われますか。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課長、安方です。

今から視察に行きます。

○委員長（立山広滋君） どうぞ、後藤委員。

○委員（後藤英範君） 後藤でございます。いや、そうせんと、燃料なんかはこう、上がりやしても下がりやせん、ならやっぱりいかにして経費を落とすかちゅうとやっぱり素人から言うところら他にはないような気がいたします。そういうことでいろいろ検討して行ってみてください。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課長、安方です。

検討してみます。よろしくをお願いします。

○委員長（立山広滋君） ほかに発言はありませんか。後藤委員。

○委員（後藤三治君） はい、後藤です。

温泉館の今の関連ですが、確かに全体的な経営部分と見ると赤字ということで、一番目立つのは今言われたような人件費問題もあろうかと思いますが、私も県内あたりで行くところでそういう温泉、利用するんですが、人件費があれ以上小さくすると運営はできないと私は思うんですよ。特にうちの場合は料金を取るところと売店が要するに併設しとるもんですから、やはり2人立ち並ぶような状況になることもあると思うんですよね。そのへんは工夫してもらおうとして、言うならやっぱり利用者を増やしてもらおう努力ですよ。せっかく町の温泉ですからこの前でも会員にしたいとしたとき300人ぐらいしかいないという状況でありますから、そこをせめて1,000人ぐらいなるようにですたい。やはり今まで使っておられないけどいかに使っていただくか、そうすることによって今的人员でも当然収益は上がってくると思いますから、あまりに今の状況を見て赤字、赤字だからではなくて、赤字を解決するためにはもちろん人件費の問題も考えなくてはいけないんですけれども利用者を増やす、この努力はやっぱりしていただきたい。特に役場は大所帯でございますので、70人からおられますからせめて職員が月1回なり2回なり入るようにやはりしていただかないと、自分たちの施設が利用しなくて赤字、赤字だけ言っていたのではいかんと思うんですよ。その辺もやはり工夫していただきたいというふうに思います。

○委員長（立山広滋君） それに対する回答はよかですか。お願いします。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課長、安方です。

言われたこともっともですので、最初に職員からそういうふうな雰囲気を持つ

ていきたいと思えます。ありがとうございました。

○委員長（立山広滋君） 後藤委員。

○委員（後藤三治君） 後藤です。もう一つ、今の付随ですが、確かに今温泉館がある位置は高森町内全員からするとやはり利用しやすいところとしにくいところがあると思うんですよ。草部等においてはやはり自家用車で来るにしても相当かかりますし、バスと言ってもなかなか便が悪いと思うんですよ。できるだけスクールバス等を併用できるかどうかは別にして、スクールバスの空いた時間を利用して各地域に昼間温泉館用のバスを直接出すとか、そういう工夫をすると少しは利用できるんじゃないかなと私は思うんですよ。まず温泉館の赤字のことを言われる方のほとんどが利用してない方がほとんどじゃないかと思えますので、やはり利用してその有効性を自分の体で考えられると多少なりと変わってくるんじゃないかと思えますので、よろしく願いしておきます。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課長、安方です。

今言われましたスクールバスの利用については私達もどうにもできませんので、教育委員会と話して使用できるならして、やってみたいという気持ちはございます。ありがとうございました。

○委員長（立山広滋君） 後藤委員。

○委員（後藤三治君） 53ページ、一番初め、歳入でご説明をいただいたんですが、土地建物貸付収入の中で、631万2,000円の内訳をちょっと言われましたよね。で、温泉館のところの518万円と言われたのはどの部分にあたるのかちょっと、どういったもの。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上でございます。

温泉館の中で518万1,154円というふうに言っておりますけれども、この内訳的には温泉館の売店の手数料が入っております。合わせましたところで、諸々入っております。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに発言はありませんか。興柁委員。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

同じく53ページですね。不動産の売買収入、土地売買収入、616万3,438円、工業団地に売買された分ということの説明あったんですけど、残りまだかなりあるんですかね、土地のほうは。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上でございます。

残りの部分というのが防火用水の確保地でございますして、あと売る土地とかそういう部分についてはございます。工業団地については今回、トリックスのほう

に緑地帯という感じで所有していた部分を駐車場にということでございましたので、ほかの部分も同意を得まして売買可ということになりましたのでその分ございますので、他のところは防火用水の座わっているところだけが残った状態でございます。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに発言はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） ありませんか。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第6、議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。財産管理課の説明を求めます。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課課長、安方です。

平成26年度高森町一般会計補正予算（第4号）についてページに沿って係より説明いたします。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課課長補佐、田上でございます。

9ページをお開きください。歳出でございますけれども、2款、総務費、1項、総務管理費のうち、5目、財産管理費の13節、委託料で151万2,000円計上させていただきました。これは先ほど町長の説明の中にもありましたように、今後解体すべき建物等について計画を上げておきますと色々な起債とか、そういうものの対象になっているものでございます。それで、まず計画を作成しなければそういう対象にもなりませんので、だいたいどのくらいの価格があるとかそういう部分も今までの整備の中でできておりますので、それで解体の計画等を主に作成するものでございます。

続きまして、15節の工事請負費でございますが、890万円計上していただいております。これにつきましては、前々から言っておりました尾下小学校等の解体や、旧野尻保育園等の解体について補助金、がんばる交付金のほうで解体を可ということになりました関係上、急ぎょ今回計上していただいたところでござ

います。解体等につきましては、今まで対象になるものもございませんでしたので、まず単独ということでございましたけれども、今回、対象になるということで、計上していただいたところがございます。まだ、やっぱり解体すべきところもございまして、まずは2カ所を行った上でその後計画書に基づいて解体を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○施設管理係長（甲斐武敏君） 施設管理係長の甲斐です。

それでは歳出を説明させていただきます。12ページをお開きください。6款、商工費、1項、商工費、3目、商工費、13節、委託料を20万円計上させていただきました。高森駅は、高森町の玄関口として多くのお客様に利用していただいております。高森駅公園トイレは、高森高校にボランティア活動の一部で清掃を委託しておりますが、学校行事等でいつでも清掃できるものでもなく、利用者様に気持ちよく利用していただくためにも週3回程度の清掃委託で20万円を計上させていただきました。

次、同じく12ページの4目、湧水館管理費、15節、工事請負費で、湧水トンネル内補修工事で417万9,600円を計上させていただきました。昨年のトンネル内側壁のモルタルが剥がれ落ちたため緊急に点検をした結果、13カ所については早急にする必要があり、計上させていただきました。

次に同じく4目、湧水館管理費、15節、工事請負費で、湧水トンネル内床張替え工事で、291万6,000円を計上させていただきました。湧水トンネル内の通路には材木を使用しておりますが、湿気が多く腐食が激しい状態です。昨年度より水に強く、腐らない擬木を4スパン、本年度2スパンを張り替えましたが、今現在10スパンが腐食が進んでいる状態なので、予算を計上させていただきました。

次に14ページをお開きください。9款、教育費、6項、社会教育費、5目、社会教育施設費、11節、需用費の修繕料を130万円計上させていただきました。

○委員長（立山広滋君） 係長、すみません。130万円ですか。

○施設管理係長（甲斐武敏君） 160万円で、このうち残りの30万円は教育委員会で財産管理課が130万円計上させていただきました。色見体育館の雨漏りの影響で床が滑りやすく、早急に修理が必要なため130万円を計上させていただきました。

次に同じく、13節、委託料で80万円を計上させていただきました。上色見生涯学習センター体育館の雨漏りがひどく、雨の日の使用に支障を来しています。

本年度改修の設計委託料として計上させていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。今のは160万円、これは教育委員会と30万円、それから130万円という説明がありましたがこれはどういう意味ですか。

○財産管理課長（安方 含君） はい。財産管理課長、安方です。

社会教育の施設の中で町民体育館、町民グラウンドは教育委員会の主幹になっておりますので、教育委員会のほうが修繕料30万円を上げております。町民体育館とグラウンド関係です。その他の施設についてはうちが管理しております。その関係でそういうふうになっております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） 芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。いずれにしても重複して修繕料160万円予算計上ですか。計160万円の修繕をするわけでしょ。

○財産管理課長（安方 含君） はい。うちの場合は130万円です。すみません。財産管理課長、安方です。

予算編成の中で修繕料の理由は申しあげました町民体育館と町民グラウンドが社会教育施設費の中に入ってます。教育委員会が管理してる中でですね。そういう関係でうちの場合は130万円で色見小学校体育館の屋根修繕料を130万円上げさせていただいた関係で、そういうふうになっております。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） 修繕する場所が違うという意味な。いずれにしても。

○財産管理課長（安方 含君） すみません。この社会教育の中で町民体育館とグラウンドは教育委員会が管理しておりますので、そういう関係ですみませんがそういうふうになっております。

○委員（芹口誓彰君） そんなら説明ば書いていただいたほうがよかですな。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに発言はありませんか。後藤委員。

○委員（後藤三治君） はい、すみません。後藤です。

12ページ、商工費の観光費の高森駅公園トイレ清掃委託費というのが20万円組んでありますが、多分これは前、以前はこの委託料ちゅうてあったと思うとたいな。それが高森高校のボランティアに全部丸投げしたとかな、一時期。ですかね。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。



○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上でございます。

その点につきましては、丸投げと言いますか高校生のボランティア活動が活発であるということで、もともと委託している方々ももう高齢になっている部分等もありましたので、そこで一遍切らしていただいたという部分もありまして、それで高校生にボランティアの活動の一環としてやってくれ、というような感じで委託契約とかそういうものは結んでおりません。で、好意的にというか原則的には週1回以上の清掃をお願いしますという感じではございましたけれども、どうしても観光客の使う、入り口でございますしね、駅の。それで高校に頼みに行ったらところ総体とか、期末テストとか、そういうときにはまだできないということで、1週間来られない、2週間来られないというケースも多々ありましたので、どうしても専門的にうちから、専属的に契約をして、させていただきたいなということで今回、計上させていただくところでございます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。後藤委員。

○委員（後藤三治君） 後藤です。逆に言えば私は清掃には専用が必要だから高校の週1回のボランティアというのはそれに足すような形でやはり持っていかないと、やはり今言ったような時期には全くできないということになりますから、やはり今後はそういう当初予算で、そちらのほうをメインに置いてボランティアで稼働していただくものについてはそれはもう逆にありがたいという気持ちでもっていかないと、やはり汚くなるのではないかと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課課長、安方です。

私どものほうもいろいろと問題がありましたので、高森高校とも話したんですけど、そういう回答を得ました。できない回数も何回かあります。そういう関係で今度上げさせていただいたのは、今上げておかないと来年度予算よりも今年上げるということで、上げさせていただきました。

○委員長（立山広滋君） ほかに。興柁委員。

○委員（興柁壽一君） はい、興柁です。

監査意見書の中にも先ほどお話があったとおり、公共施設の管理状況については廃止、解体を計画されるということで意見書が出ております。今回、9ページの財産管理の中で、公共施設等の管理計画作成支援業務委託料、151万2,000円。町長のあいさつの中でも11月に大型補正の緊急経済対策ということで、予想されるというようなことで話があったと思ひます。今までも廃止等、解体等については計画がなされとったと思ひますが、この大型補正の中に早急に組込み

加入の措置はできないのかなと思いますが。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上でございます。

大型補正等があるということで、財政係長から現段階で今後解体すべき建物等については早急に見積等を徴収するようということ、それでもし該当させられるようならば、順次、折込んでいこうということ、早々に新しい見積を取るようという指示が出ておりますので、一覧表を作ってしていくものでございますので、大型補正でもし該当させられるようなところが出てくれば順次、行っていきたいと思います。その後でその中で計画書と若干の差は出てきますけれども大型補正に対応できればそちらのほうでどんどん進めていった方がいいと思いますので、計画はするつもりでございます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。はい。ほかに発言はありますか。ありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありませんか。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、財産管理課に関連する付託案件については終了いたしました。財産管理課の皆さん、お疲れさまでした。

お諮りします。10分間休憩したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） じゃあ11時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第7、本委員会に付託されました税務課関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは税務課の説明を求めます。

○税務課長（沼田勝之君） 皆さん、おはようございます。税務課課長の沼田です。本日、野尻地籍調査係長が県の国土調査の推進協議会の地籍調査の実地研修ということで、阿蘇のいこいの村に出張しておりますので、欠席になりますのでご了承願いたいと思います。したがいまして、地籍調査事業に係る決算等の事業説明は佐伯課長補佐が行いますのでよろしくお願い致します。

それでは、税務課におきましては今回条例案、予算案等ありませんで、決算について各担当から事業説明を行いたいと思います。よろしくお願い致します。

○税務係長（眞原友紀君） 税務係、眞原です。お願いいたします。

決算書の20ページ、21ページですね。町民税の個人住民税の納付ですけれども、現年課税分調定額、1億7,305万800円に対しまして、収入済額1億7,030万4,296円ということになっております。収入未済額が274万6,504円で、収納率といたしましては現年課税分として98.4%ということになっております。

それから滞納繰越分ですけれども、調定額1,301万6,743円に対しまして、収入済額412万9,258円ですので、収入未済額888万7,495円ということで、収納率にいたしまして約33%という形になっております。

続きまして、2目、法人住民税でございますけれども、現年課税分調定額2,457万3,800円に対しまして収入済額2,454万3,800円、収入未済額3万円で、収納率にいたしましては99.9%という形になっております。

続きまして2節の滞納繰越金ですけれども、調定額66万3,200円に対しまして、収入済額47万9,500円、収入未済額が18万3,700円、収納率72.3%という形になっております。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 続きまして、2項の固定資産税でございます。1目の固定資産税、調定額、現年度課税分でございます。調定額2億6,692万3,200円に対しまして、収入未済額が2億4,289万5,825円でございます。収入未済であった2,402万7,375円でございます。滞納人数につきまして、158名でございます。これにつきましては、監査の意見にも書いてありますが、特に固定資産税の収納率というのが非常に低うございます。要因としましては、監査意見にもございましたが、大口の滞納部分につきまして、2,402万7,375円の収入未済額の80%を上回ります分の滞納で、固定資産税の収納率のほうが大幅に下がった要因でございます。

続きまして、滞納繰越分でございます。調定額が3,455万7,079円でご

ざいます。収入済額が、962万2,376円、収入未済が2,493万4,703円となっております。滞納者は128名でございます。これにつきましても、大口滞納者が2口ほどございます。法人1件、個人1件ということで、この中でも占める割合が40%を超える滞納者がおりまして、収納率も下がっている状況でございます。

続きまして、2目の国有資産等所在町村交付金及び納付金でございます。調定額が165万1,400円に対しまして、収入済額同額でございます。こちらにいたしましては高森町に所在します県、国の資産について国から交付金が落ちてくるものでございまして、県の資産分が70万円です。九州地方環境事務所が3万9,200円、それと九州森林管理署が95万2,900円という内訳になっております。歳入につきましては以上でございます。

○**税務係長（眞原友紀君）** はい、税務係眞原です。3項、軽自動車税です。現年課税分の調定済額1,931万2,500円に対しまして、収入済額1,902万4,100円ということで、収納率98.5%となっております。

続きまして、22ページ、23ページをお開きください。一番上になりますけれども軽自動車税滞納繰越分ということで、調定済額69万8,200円に対しまして、収入済額27万2,070円、収入未済額が42万6,130円ということで、収納率といたしましては約39%という形になっております。

続きまして、6項、たばこ税でございますけれども、こちらにつきましては調定額が5,540万9,119円、収入済額も同額となっております。

続きまして、5項、入湯税でございますけれども、現年課税分調定額1,498万6,230円に対しまして収入済額1,385万5,980円、収入未済が113万250円ということで、収納率といたしまして約92.5%という形になっております。

続きまして、滞納繰越分ですけれども、調定額が240万4,420円に対しまして収入済額27万2,225円、収入未済が213万2,195円となっております。収納率といたしまして11.3%という形になっております。

続きまして、50ページ、51ページを。

○**税務課長補佐（佐伯 実君）** すみません。その前に42ページ、43ページをお開きください。項の県補助金、目の総務費県補助金、節の4、地籍調査事業補助金でございます。調定額4,169万2,500円に対しまして、収入済額4,169万2,500円でございます。これにつきましては、昭和54年から進めております地籍調査事業の補助金ということで、県補助金ということでございます。

以上です。

○税務係長（眞原友紀君） はい、税務係眞原です。

50ページ、51ページをお開きください。3項、県委託金の2目、総務費県委託金、1節、県民税の徴収委託金ということでございまして、調定額、収入済額同額ですけれども、857万5,414円という形になっております。

○税務課長（沼田勝之君） 税務課長の沼田です。

55ページをお開きください。上から3番目ですね、寄付金、53万5,000円調定、収入済額も53万5,000円ですが、これはふるさと納税の寄付金と消防団退団者の寄付金がここに入っております。ふるさと納税寄付金につきましては、昨年6件の50万円の収入を受け入れております。

以上です。

○税務課長補佐（佐伯 実君） それでは歳出のほうを説明させてもらってよろしいですか。補佐の佐伯でございます。よろしくお願いいたします。

80ページをお開きください。項の徴税費、目の税務総務費でございます。まず、報酬でございます。節の報酬でございます。固定資産の評価委員さんが3名おられまして、委員長5万6,000円、委員が4万9,000円2人ということで15万4,000円の出費をしています。

続いて、大きなものからご説明させていただきたいと思っております。11節の需用費でございますが、これは主に納付書の印刷代とコピーのトナー代ということで、24万6,867円を支出させていただいております。12節の役務費でございます。納付書発送に伴います郵便料、97万8,000円を支出しております。続きまして、13節の委託料でございます。支出済額は297万6,634円でございます。これにつきましては、登記済の異動、字図の修正、及び地籍修正図の作成費用としまして、297万6,834円を支出するものでございます。

固定資産のほうは以上でございます。

○税務係長（眞原友紀君） 税務係眞原です。

82ページ、83ページをお開きください。2目の賦課徴収費でございます。主なものを説明させていただきます。11節、需用費、予算額132万円に対しまして、支出済額130万8,358円ということで、主なものにつきましては、納付書の印刷代でございます。続きまして12節の役務費でございますけれども、予算額280万8,000円に対しまして支出済額277万7,744円ということで、これにつきましては納付書の郵便代それから口座振替の手数料、こういったものになっております。続きまして13節、委託料でございますけれども、255万6,000円の予算に対しまして支出済額241万5,168円ということで、これにつきましては各税のシステム変更それから特別復興支援対応データリ

ングサービス等の各業務の委託料になっております。続きまして、3目、ふるさと納税費でございますけれども、こちらにつきまして報償費、1万5,000円ということで、10万円以上寄附をいただいた方に対しまして5,000円程度の謝礼品をお送りさせていただくということで、その分の費用でございます。

税務係のほうにつきましては以上でございます。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。

続きまして、地籍調査の説明をさせていただきたいと思っております。資料90ページ、91ページをお開きください。それではご説明をいたします。7項の国土調査費、1目の地籍調査費でございます。まず1節の報酬でございます。地籍の推進委員さんの報酬として97万9,600円を支出しております。次ページをお開きください。7節の賃金でございます。支出済額29万7,000円ということで、臨時職員の賃金として支出をさせていただきました。続きまして、11節の需用費でございます。106万3,377円を支出させていただいております。これは事務費のプリンターのトナー代非常に多ございまして、その分に充てさせていただいております。続きまして役務費でございます。41万300円の支出済額でございます。これは地籍の推進委員さんの保険料として支出させていただいております。続きまして、13節の委託料でございます。5,040万円で、地籍測量委託4.28キロ平方メートルを行っております。続きまして、14節の使用料及び賃借料でございます。支出済額が109万7,673円でございます。これは地籍調査の支援をするシステムパソコンのリース料として支払っております。続きまして、18節の備品購入費でございます。本年、172万8,090円を支出しておりますが、地籍調査に伴います軽車両の購入費として支出をさせていただいております。

以上でございます。

○税務課長（沼田勝之君） 沼田です。

以上で決算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

税務課の一番のやっぱり解決せなん問題、緊急な課題は固定資産税の滞納問題だというふうに私は思うわけですが、現年課税もそれから滞納繰越も未済額を合わせますと5,000万円、現年度の収入済額の約5分の1ということで2割ぐらいいあたりますので、大口滞納者がおられるということで非常に厳しい面があるかと思っておりますけれども、今後こういった取り組みをして滞納処分あたりをされていかれるのかどうか聞きたいと思っております。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。お願いいたします。

今、芹口委員からご質問ありました件でございますが、これは大きいところは法人でございます、実は3月の終わりに不動産につきましては熊本県が差押えしております。で、翌月、4月の高森町もこの県の差押えにつきまして参加差押えを介入しております。そのあとに今度は高森町のほうでこれは広域関係のお手伝いをしてその分の動産は差し押さえ、98点差し押さえておりまして、その使用につきまして2カ月までを限度としてそれに対して更新をし、払わない場合にはその動産について売りますよ、とういことしております。まだまだいろいろとしなければいけないところがあるんですけども、その効果としまして今まで全く納付がなかった部分について6月から370万円ほどの納付をいただいております。これと別に入湯税という税金もありましたので、これについては50万円をしております。最低でもお約束では毎月100万円以上売上があった場合には200万円、300万円をしますということでどうにか履行していただいているんですけどなかなか1年間分の1,800万円を超す税金でございますので、これにつきましては動産の売買等も含めまして厳しい対応をしていきたいというふうに考えており、県のほうも11月をタイムリミットとして大きなアクションを起こすという情報を言っております。引き続きましてこの大口滞納につきましては全課、全職員を挙げて徹底した徴収にまいりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○税務課長（沼田勝之君） ちょっと補足をいたします。税務課長の沼田です。

今、補佐が話しましたように、税務課としても積極的にというかある程度強く納税を促すということで、県北の収税課と一緒に来週この法人のほうに行きまして、要は納入の金額の履行をまた強く迫りたいと思います。それとその駆け引きとしまして先ほど補佐が言いましたが動産の差押えをしております。9月いっぱいを期限としております。そこを駆け引きの材料として強く協議をしていって一刻も早くこの状態を脱したいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） 後藤委員。

○委員（後藤英範君） 保証人は取っていないの。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。

税につきましては保証人等々付ける必要がございませんのでですね。そういった形でうちのほうとしては動産あたり不動産の差押え等が法的に許されているものになります。

○委員長（立山広滋君） 後藤委員。

○委員（後藤英範君） 何年も重なってきとつとよな、金額が大きいちゅうことは。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 佐伯、補佐でございます。

これにつきましては24年に法人が移行しまして2年ほどでございます。1年が今言いましたように1,800円を超える大きな額でございますので、今のところ1年半ぐらいの滞納金額でございます。ですから当然、26年度も同じく1,800万円きておりますので、これがどんどん重なっていけば大変な金額になりますので、先ほど申しましたようにいろいろな法的なものを駆使して完納にするといい聞かせて臨んでまいりますのでどうぞよろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） ほかに。芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） それではいろんな方策を取られると思いますけれども、いずれにしても固定資産税の中でも占める割合が大きいので、やはり税の公平性からですね、ぜひ解決していただきたい問題ですので、また11月がタイムリミットということであればまた12月の議会の時でもまたこうして委員会の中で報告をしていただきたいとも思いますので、よろしく願いしておきます。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○税務課長（沼田勝之君） 税務課長の沼田です。今芹口委員からありましたように、12月にまた詳細な報告をできるようにまた努力をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） ほかに発言はありませんか。興梠委員。

○委員（興梠壽一君） 興梠です。

監査意見書の中にちょっと私分からないところがあって、前年度発生の収入未済額と現年度までの滞納繰越額の合計が当該年度調定額となるのはそのようになっていないケースが発生しておるということを指摘されました。これはどの部分を指しておられるんですか。

○税務課長補佐（佐伯 実君） すみません、補佐佐伯でございます。

これにつきましては、住民税に滞納繰越金関係でございます。これにつきましては本来なら滞納繰越分がどんどんプラスしてその分が正確に上がっていくのが本来なんです、ご存じのとおり町県民税は県民税の仲介部分がございます、その按分率等々で非常に積み重なってその按分率を振替える部分でちょっと理解不足だった部分がありまして、どうもきちんとした数字がもう出せないような、不可能な状態というかですね、実は平成15年からしておりまして、その積み重ねで今、その指摘があつてる部分でございます。今年も新年度の振替えの5月、6月ですね、大変職員のほうも悩んで全職員を呼んで、いろんなことを聞き取り調査をしたものでございますが、ただ数字が何年もかかって複雑に入り組んだ部



分がありまして大変申し訳ないんですけど今、そういった状態でございます。これはいずれかですね、数字的には間違いはないんですけども按分率で数字が間違っている、計上されている部分ですので、これは電算のところのいろいろ絡みがありまして1回リセットさせていただいてご指摘のとおりきちんとした数字を滞納繰越し分に上げる方策を講じていくというふうに考えております。よろしく願いします。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに発言ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） ありませんか。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

以上で、税務課に関連する付託案件については終了いたしました。税務課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第8、それでは本委員会に付託されました総務課関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは総務課の説明を求めます。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長、佐藤です。それぞれの担当係長が説明をいたします。

○財政係長（岩下 徹君） はい、財政係の岩下です。

決算書の26ページ、27ページから順を追って説明いたします。26、27ページで私のほうで歳入のところ2、3点ご説明をさせていただきたいと思っております。一番上のゴルフ場利用税交付金というのがございます。25年度から540万8,000円ということでございますが、平成24年度と比較しまして約200万円ほど増えております。1.6倍ということでございます。これは本町にゴルフ場がございまして、そのゴルフ場の利益率と言いますかその収入によって増減されるものでございます。県税でございまして、県が徴収した分の7割が町に

帰ってくるという仕組みになっております。ということでございますが、ちなみに平成26年度につきましても、8月の段階で約270万円ほど入っております、本年度もこのゴルフ場利用税交付金につきましては増加する見込みでございます。そういうことでゴルフ場利用税交付金が上がっているということで、ゴルフ場の景気とかですね、業績が良くなりますと固定資産税にも影響していかなんということで財政的には期待しているところでございます。それから、その一番下のほうの第10款の地方交付税でございます。決算の監査委員さんの報告にもございましたけれども、普通交付税で昨年から3,700万円程、減額、特別交付税で5,700万円ほど減額ということで、特別交付税につきましては九州北部豪雨災害の関係で納入が減ったということでございますが、若干普通交付税につきましては今後も26年度も減額ということでございますので、今後ちょっと財政運営には影響してくるかなというところで心配しているところでございます。

○総務係長（二子石誠君） 総務係の二子石です。よろしく申し上げます。

歳出のほうの64ページ、65ページをお開きください。総務管理費、一般管理費の10節、交際費ですが、予算現額124万円に対しまして、支出済額90万3,670円、不用額が33万6,330円となっております。これは町長交際費になりまして、支出の予測等が不確定なもので、このように不用額が残っております。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係の岩下です。

次のページをご覧ください。66、67ページでございます。第3項の財政管理費、中段ほどでございます。ここで委託料といたしまして342万7,200円でございます。これは本年、公会計の整理ということで、財務4表、つまり貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のこの4表の作成の委託をしたものでございます。

○総務係長（二子石誠君） 総務係二子石です。

次の68ページ、69ページをご覧ください。財産管理費です。この7節、賃金ですが、こちらのほうは予算現額50万円に対して、支出済額27万2,040円で、不用額が22万7,960円となりますが、こちらのほうは庁舎等町の財産の維持管理費ということで何かあった時に雇って賃金を出すもので、このように残っております。

続きまして、次のページの70、71ページですが、高森総合センター管理費の1節、需用費で381万5,000円の予算現額に対して支出済額が309万6,180円で不用額71万8,820円となっておりますが、こちらは主に修繕費のほうで57万6,557円不用額として残っておりますが、こちらのほうは総合セン

ターの修繕費ということで急な修繕等に備えていつでも修繕をできるようにということでこのように残っております。続きまして、下のほうの車両管理費ですが、12節、役務費ですが、こちらのほうは予算現額が166万6,000円に對しまして、支出済額が121万4,819円ですが、不用額が45万1,181円で、こちらのほうは町の車両の保険や車検等の支払いでここから差し引くようになっておりますが、一部担当課のほうで補助絡みの車がありまして、そちらの車は担当課のほうから引いているということで今回このように不用額が出ております。

続きまして、ページ数が飛びまして140ページ、141ページをお開きください。消防費になりますが、この中の中段の非常備消防費でございます。こちらは3節の職員手当等でございますが、予算現額159万円に對して、支出済額84万8,000円、不用額が74万2,000円となっておりますが、こちらは災害時とかのときに消防団員の出動されたときに手当として支給するものですが、災害の予測が不可能なためこういったように残っております。

続きまして、142ページ、143ページを開いてください。防災管理費の11節、需用費で、予算現額311万4,000円に對しまして支出済額が226万8,113円で、不用額が84万5,887円となっておりますが、この中の主なものは修繕費で73万円が出ております。こちらは防災無線が故障した際に防災無線の自動放送装置ディスクの修繕をする必要があつて、予備費から充用したのですが、部品が年度内に入らないということで、その分この修繕費が73万円残ったものでございます。

次に、15節の工事請負費ですが、予算現額が3,909万2,000円、支出済額1,480万円で、こちらのほうが2,429万2,000円を繰り越しております。こちらが風力・太陽光発電街路灯設置工事ですが、太陽光パネルが発注がとて多いということで、納品が年度内にできないということで、事業を繰り越しております。

以上です。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係の岩下です。

166ページと167ページをお開きください。第11款、公債費につきましては元金の額でございます。第12款の諸支出金におきまして、財政調整基金の財政調整基金費ということですが、1億4,200万円ほどを財政調整基金に積み立てをいたしました。こちら逆に歳入のほうで繰越、繰入金を3,300万円ほど繰り入れておりますので、平成25年度中の増額が1億900万円程度平成25年度分に財政調整基金が出ておりまして、現時点で13億4,800万円の財政調整基金残高ということになりました。

一つご報告でございますけれども、財政調整基金がここ数年でずっと増えてきたということでございまして、やはり基金の運用のことを考えましたところ、現在のままの定期預金でやっていくと運用利子があまりにも低すぎる、定期預金の金利がだいたい0.15%ぐらいということですので、25年度の実績で178万円の利子収入でございました。ということで、地方自治法ですとか地方財政法と財政調整基金の条例等も活かしてこの6月に額面で4億5,000万円の国債を購入して運用を始めたところでございます。ちなみに利回りの利率が1.1%ですので、年間収入が495万円ということになります。1.1%の利回りということで4億5,000万円を運用することになりました。ということで財政調整基金の運用についてご報告でございました。

続いて、次の168ページと169ページをお開きください。これは予備費でございます。監査委員からのご指摘にもございました、平成25年度には7件、総額で1,026万7,000円の予備費の充用を行ったところでございます。財政としましては充用する時点におきましてはやはり真にやむを得ないという判断のもとで財政担当としては予備費の充用をしたというところで認識しております。

今回の決算の報告について説明については以上でございます。

○委員長（立山広滋君） お諮りします。ちょうど12時ですので、午後から開催してよろしいでしょうか、1時から。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。じゃあ、午後1時からまた再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） はい、それでは総務常任委員会を再開いたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） 65ページ、備品購入費。それから71ページ、総合センターの備品購入費。これはいつ何を買ったのかちょっとお尋ねしたいと思いますけれども。

○総務係長（二子石誠君） 総務係、二子石です。

65ページの一般管理費の備品購入費ですが、これは平成26年1月1日より職員の出勤の際です、今までは印鑑を出勤簿に押していたんですけど、1月1日よりタイムカードをによる登庁、出勤等管理を行うためにタイムカードレコー

ダーを3台こちら購入をしております。それと、71ページの高森総合センターの備品購入費でございますが、そちらのほうは現在、今農業委員会として使うという部屋が空調が壊れてまして、エアコンをこちらのほうで購入をしております。

○委員長（立山広滋君） どうぞ、芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） これはなぜ尋ねたかと言いますと、全額予算流用で買っとるわけです、両方。緊急の時には災害とか何とかであれば流用すると思うんですが、これは全額買った分予備で買えば予算書に載せないまま、何の予算審議もしないままこういった時にただ予算が執行されるということになりますので、緊急性がないものについては極力、予算書に計上して、予算の審議を経てその予算を執行するような方向をとっていただきたいというふうに思っております。

それからもう1件は、これも同じですけども監査委員の指摘で予算の流用、今後の予算の流用また予算の運用をしてその増とか減になっとる部分については監査委員から指摘がしてありますけれども、69ページ、これは財産管理費の使用料及び賃借料のように、4万8,000円持ってきて不用額が5万6,000円ということです。持ってきた額よりも大きい額が不用として残っております。こういったことについてもちょっと気をつけていただきたいというふうに思います。これはほかにも点々見受けられますけれども特に総務課は財政のほうも担当しておりますので、ぜひそういうところについても気をつけていただきたいと思えます。

それからもう1点は監査の指摘の中で、監査意見書の16ページの上のほう、これは中ごろからですけども人的経費、物品費、補助費などの経費節減や、借入金の繰上償還を実施ということで、このような項目は本来なかったと思えますけれども、監査委員のご指摘がしてありますが、これは借入金の繰上償還というのは本当、難しかですね。予算書の中には期間の短縮とかまた低利に借り換えることができるというようなこともありますけれども、現実的には全くできないというのが現状です。というのが低利に借り換えるということはやはりそういったことの利率を承知の上で借っとるわけですし、また期間を短縮する、繰上償還をすればそれだけ財政的に余裕があれば来年からの借りるとができないじゃないか、というようなこともありますので、現実的には非常に難しい。これはやはり監査委員さんのところに行って、これは難しい問題ですよとはっきり言ってこういった指摘はされないような方法をとっていただきたいと思えます。やはりさっき言うた話でも言っとるようにそういった余裕があれば基金をですね、国債を買うとか基金運用のほうで行うようなことのほうがより現実的ですので、そういった面についても監査委員さんあたりも話してそういった指摘のほうは現実には難しいと

はっきり申し上げていただいたほうがいいと思います。

以上、申し上げておきます。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係の岩下でございます。

芹口委員、おっしゃられるとおりでございます。流用の関係でございます。財政としましても、流用、充用の時には、こと細かく説明を受けて、流用、充用後にそれを執行する上で残が出ないか、そのあたりまで毎回確認はしているところでございますけれども、やはりそれが例えばばらばら5月に出て、7月に出て8月に出てって同じ費目のほうで出ていったりする、そのポイント、ポイント出ていく、過去のこととかが分からなくなったりする部分もありますが、その都度確認するようにはしております。それと4万8,000円の流用費の残額、5万6,000円という、これもその時点では残額は出ないということで確認はしているんですが、コピーの使用料が年度過ぎて逆に払い過ぎてたってということで戻ってきてですね、そういうこともありまして結局その部分が想定できなかったということがあったりしてこういう結果になっている部分もございまして、財政としては都度都度気をつけて対応させていただいているところでございます。

それから言われた繰上償還の関係ですけど、本当におっしゃられるとおりで借り入れるということは財政的なところで借り入れるということ、それと相手方がいるわけで、繰り上げて償還すると利息の問題が出てきます。だから例えば言われるように繰上償還とか簡単にはできないという制度でもありますので、私が担当して2年目ぐらいの時に監査委員から言われたんですが、やっぱりそういうことを一度お話したことがあるんですけども、それでも返したほうがいいんじゃないかということと言われた経緯もございまして。また今回こういうふうになってきてますので、そういう状況ですね、こういう制度なんですということをもう一度お話はしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長、佐藤です。

今財政係長がお答えをいたしましたとおりで、流用については私が課長補佐時代も副委員長にはご指摘をいただきまして、流用が多すぎるのではないかとご指摘ありましたし、また全くその通りでありまして、今後も流用については十分検討したうえで、真に必要なもの、急を要するものということで職員の意識を高めていきたいというふうに思います。総務関係で2つ、先ほど副委員長のほうから指摘がありましたけれども、1件は壊れた空調ということで理由もそれなりに分かるものでありますけれども、タイムカードにつきましてはやはり購入につ

いてはもう少し検討すべきだったというふうに考えております。それから、償還金のことにつきましては、昨日私が報告第4号の中で償還金につきましては一時的に返還できるものではないというような報告もさせていただいておりますので、全くそのとおりであるというふうに考えます。いずれにいたしましても流用については再度、全庁的に意識を高めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに発言ありませんか。後藤委員。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

先ほど、決算の説明で予備費の最終的な項目で説明があったんですけど、必要やむを得なく流用したということで、そうだろうと思いますが、やはり監査指摘でもあっておりますように、定例会議の間にも臨時会等々が今設けられております。必要があればやはり臨時会等にかけてもらいたいなということが一つ。それと今回の予備費で土木の災害復旧だと思うんですけど429万7,000円と、非常に大きな金額が予備費から充用されております。これもやむを得ないことだったのかなとは思いますが、やはりこういった大きな金額を予備費から充用するという事になると先ほど芹口委員が言われたように予算書に何も出てこない。最終的に充用したという形になってきますので、注意をしていただきたい。それから先ほど総務係長が説明しましたが、143ページの防災無線にもやはり予備費の充用があつてますよね。先ほどちょっと説明の中では不用額が84万5,020円と。これは要するにその修繕の部品が現在のところ調達できなくて、不用額になったということであれば、工事はされてないわけですよ、現在は。部品が揃ってないということで。今年中には入らないというお話だったと思うんですけど。ということであればなおこれは予算にかけて、やはり計画すべきじゃないかなと。要するにある程度見積出す中で、この部品が今あるかないかとかいうのは決まってからだと思うんですよ。そうなれば普通の補正で対応して要するに今年度中に終わらなかったから不用になったんですよ。ということであればそういう方向でやっぱりそういうふうな方向でとっていただいた方がいいかなと。それからもう一つ私が思ったのは教育費なんですよ。教育費、同じページなんですけど145ページ。やはり予備費から充用されてますが負担金補助及び交付金に充用されてるんですよ。こういうケースがおこりうるんですかどうですかね。145ページ、これはその充用された時に理由は聞かれていると思うんですけど、その項目で負担金補助及び交付金でこれだけ多く追加が出てくることあるのかどうかですね。先ほど言ったように災害とか何とかだったら予期できませんから

そういったケースもあろうかと思うんですけど、これはただ単に要するに予算計上ミスだったかどうかですよね。お願いします。

○**財政係長（岩下 徹君）** 財政係の岩下でございます。まず、防災管理費関係につきましてはその時点では、予備費を充用する時点では調達可能というところで作業を進めておりました、その後実際必要があるとか事業を進めている中でちょっと厳しくなったという話をさせていただいております。今、言われました教育費の関係でございますが、これは高森中学校の剣道部と吹奏楽部の九州大会出場と全国大会出場に伴う助成金という形で負担金補助及び交付金のほうに予備費から充用させていただいたというところでございます。そういう形で負担金補助及び交付金での充用でございました。それから監査委員さんからの指摘で、安易な予備費充用ということでもう一点ほど、これは直接監査委員さんから話を受けたことなんですが、これはこの予備費の7項目の中の2番目にあります3の1の7の28、これは後期高齢者医療の医療費でございまして、予備費を充用したのが3月31日で年度の最終日ということで、そうしますと4月以降になりまして、後期高齢者医療の特別会計のほうの繰出金が担当のほうから不足するということが申し入れがございました。その関係で予備費からの充用でしかちょっと対応ができない、25年度の分を26年度4月の後半ぐらいだったと思うんですが、最終的に67万7,000円が特会の繰出金が不足していたということで対応せざるを得なかったということでございます。

○**委員長（立山広滋君）** よろしいですか。はい、どうぞ。

○**総務課長補佐（後藤一寛君）** 課長補佐の後藤でございます。先ほどの143ページの防災管理費充用のほうの予備費充用ですけど防災無線の関係ですが、これは今、財政係長が申しましたとおり確かに業者の中で結局入らなかったというのが結論ではございますけども、それ事情としましてうちの型式が昭和61年導入でございまして、要するに一般的には探してもそう簡単には見つからないものであったんですが、その当時としましてはあるってということで確約を得ておりました。それがそもそも発生したのが2月だったんです、今年の。もう要するに全部予算も終わってましたので、3月議会に上げる分が、でその後でしたので、もう臨時会も何もなくて、これはもう予備費充用しか仕方がないという考えで予備費充用ということでもございました。で、この時に2カ所の不具合が生じていまして、この84万5,000円の分につきましては、ハードディスクのほうが揃わなかったということだったと思います。昨年2月6日だったですね。ということで最終的にはぎりぎりまで待ったんですけどもどうしても揃いませんということで、業者のほうから案内がありまして、それによって最終的にこういった不用額とした



形で出てしまいました。

以上であります。

○委員長（立山広滋君） 後藤委員。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今お聞きしましたので何も言うことはないですけども、もう全然相当経過して耐用年数が経過している状況である、ましてこの状況で部品が入らなかったというのは障害があったわけですよ。そういうことでこれはもう現在は戻っているのかどうかと、今後の見通しですね。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐、後藤でございます。

当面はですね、これは当然本年度において物が入るのであればその辺もお願いしますということでそれは続けておりますけども、今後の見通しとしましては当然、経年劣化の備品にしましてもかなりの数、出てきております。で、抜本的にどうするのかという話を今もやっとなる最中でありまして。ただ、こと防災に関しましては幾重にも方策を、手だてを持っておく必要があるということからアナログはアナログとして、デジタルはデジタルとして、また今ちょうど入られますTPC、高森ポイントチャンネルはポイントチャンネルの防災チャンネルとして、複数の方向性を今検討はしております。ただいかにせんデジタル化にしましても、デジタルは直接波ですので、要するに山後部とか山が多い地区についてはより中継局がより多くいる、したがいまして今現在の見積を取っている段階で約5億円かかるのは間違いないです。でもだからどうするかっていう二の足を踏んでいる部分も多いです。で、そこでそれなりの事業なりを見つける方向がちょっと今は急務かなという気はしております。今申しましたことが現段階での回答になります。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第9、議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○財政係長（岩下 徹君） はい、財政係岩下でございます。

一般会計予算書の7ページからお開きください。予算書、7ページの中段ほどで、第14款、国庫支出金のがんばる地域交付金でございます。これが本年度の高森町への交付金の額が出ておりまして、921万2,000円の増額ということで、がんばる地域交付金につきましてはトータルで2,642万4,000円という額で決定しております。次のページを見ていただきまして、8ページ中段ほどの繰入金でございます。基金からの繰入でございます、財政調整基金からの繰入れでございます。今回の予算で、予算調整のために6,161万6,000円を財政調整基金のほうから繰り入れるということで計上させていただきました。次の第19款、繰越金です。平成25年度からの繰越金の額が確定ということで、昨年度は24から25の繰越が、1億4,000万円ほどございました。その前の年も9,000数百万円ほどございました。そういう過去3年ほどの原因を見ますと、当初予算で8,000万円の繰越金を見ておりましたけども、結果的に6,325万8,000円の繰出金から繰り越していることになりましたものですから、この繰越金の1,674万2,000円減額をさせていただいております。

○総務係長（二子石誠君） 総務係二子石です。

9ページをご覧ください。歳出のほうになりますが、2款の総務費の中の1、一般管理費ですが、これ委託料で人事評価研修委託料としまして6万円計上しております。これは今年度より人事評価制度を導入に伴いまして面接者ですね、係長以上の面接者の研修をするための委託料です。その次に19節、負担金補助及び交付金ですが、37万円。これは昨年度から実施しております、西原村、南阿蘇村、高森町の3町村の職員交流負担金として組ませていただいております。次に下の17、交通安全対策費でございます。11節の需用費の食料費で2万8,000円、これは交通安全の県民大会が阿蘇市のほうで今年開催されますが、こちらのほうに動員が決まっております、こちらに出られる方の弁当代を計上させていただいております。それと14節の使用料及び賃借料でこれも同じく交通安全県民大会の参加でバスを借り上げまして、中型バス2台分の費用をこちらで計上させていただいております。

続きまして、13ページをご覧ください。8款の5、消防費でございます。こちらの非常時消防費の11節、需用費、消耗品のほうで38万8,000円を計上しておりますが、これは当初機能別団員の法被、ヘルメット、長靴を25点で見

込んでおりましたが、実際長靴代が本年度50名ほど加盟しておりますので、残りの25名分の消耗品を計上しております。その下が消防施設費の19節、負担金補助及び交付金ですが、こちらは横町区のほうで消火施設整備事業、また上在等々でも消火施設整備事業ということで予算を組んでおりましたが、事業費の変更がありまして事業費が増えたことに伴いまして負担金の額もその分増やして計上させていただいております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務課に関連する付託案件については終了いたしました。総務課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第10、それでは本委員会に付託されました政策推進課関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。まず、認定第1号。平成25年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。それでは政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（東 幸祐君） はい、政策推進課長、東です。本日はよろしくお願ひします。それでは歳入のほうからそれぞれ担当係長から説明申し上げます。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係今吉です。

歳入のほうからご説明いたします。36ページをお開きください。36ページの14款の国庫支出金の中の2項、国庫補助金、2目、総務費国庫補助金の中の1節、過疎地域等自立活性化推進交付金の800万円ありますけども、こちらのほうは26年も繰り越しておりまして、現在山と森の暮らし研究会ということで

事業のほうを行っております。その下の1節の過疎地域等自立活性化推進交付金で500万円ありますが、こちらのほうはツーリズムビジネス研究会の実践事業としまして品質の高い農産物の出荷体制に関する調査や、特産品産出に関する調査等を行いました。

49ページをお開きください。この中の6目、商工費県補助金、1節、緊急雇用創出基金事業としまして555万8,648円ですが、こちらのほうは今政策推進課のほうで雇用しておりますツーリズムビジネス研究員としての職員の大野氏の賃金というふうになっております。それとその下の地域づくりチャレンジ推進事業補助金を157万円ですが、こちらのほうはわくわくドキドキ体験交流促進事業としまして、観光客の呼び込みとかを図るためにキャッチ型イベントの企画やリーフレットの作成等を行いました。その下の3節、商工振興費の部分の53万8,000円ですが、こちらのほうは県から補助をいただきまして商工会のほうで放送設備のほうを購入しております。

まちづくり係は以上になります。

○政策推進課長（東 幸祐君） それでは、引き続き歳出をお願いします。

○政策調整係長（緒方久哉君） 政策調整係の緒方です。よろしくお願いいたします。

まず、64ページをお開きください。項1、総務管理費、目2、文書広報費の中で、主な事業費につきまして67ページになります。節15、工事請負費、992万3,000円、こちらは自主放送番組スタジオ及び編集室の工事費になります。

続きまして72ページをお開きください。目11、企画費になります。こちらの中で最も大きなものは19、負担金補助及び交付金の5億4,000万円のうち、5億が情報推進基盤整備事業に対する補助金ということで、高森光ネット（株）に支払っております。

続きまして74ページ、目13、電算費の中で不用額が20万円以上のものについてご説明申し上げます。まず12、役務費。不用額22万9,620円となっておりますが、こちらにつきましては確定申告の際に出張所等の出先機関でパソコンを使って申告するためにいろんなLAN等の設置代、そういったものありますけれども、今回そのいろいろの電算表なんかの事業の見直しということで合理化を図るためにうちのほうで新たに入った職員を1人配置して一緒に作業をさせました。その分で向こうから上がってくる出来高の請求額について不用額をこれだけ落とすことができたということです。続きまして、13、委託料につきましても、不用額41万288円でございます。こちらにつきましても合理化ということで以前、行政システムのほうで管理委託等をしてございましたけれども、今回高

森光ネットワーク会社というのの中にイプスライドという人吉市の会社で専門会社がございます。こちらにネットワークを移行したときに最終的にその変更業務の中にそういった変更の委託料についても組むことができましたので、こちらの不用額が25万1,000円減額することができました。続きまして節14、使用料及び賃借料につきましては23万4,004円が発生しております。こちらにつきましては庁舎内で使っておりますパソコンがXPからOSの変更ということで、ウィンドウズ7に移しましたけれども、こちら全世界的に公開ということになりましたので、圧倒的にその供給量が少なくなりましたので、不用額として23万4,000円が浮いたんですけども、今当初のほうでこちらの設定等できましたので、これについてはもうおよそ変更は全て終わっております。

政策調整、以前の情報管理含めて担当として私のほうでご説明申し上げました。私のほうでは以上です。

○政策推進課長補佐（古澤要介君） 78ページ、エネルギー対策費です。19節、負担金補助及び交付金で、20万1,000円の不用が出ておりますが、太陽光発電及びペレットストーブの施設の補助金でございます。太陽光が16件、ペレットが13件となっておりますが、最終補正までにあと2件ほどペレットストーブの予約分を残して3月までに20万1,000円の不用額が発生しております。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

歳出のほうで説明させていただきます。73ページを開いてください。企画費の中の13節、委託費なんですけども、この金額の主なものとしましては高森町観光立町推進計画の策定業務の委託料としまして支出しております。

80ページをお開きください。21目、過疎集落等自立再生緊急対策事業費で、518万2,622円ですけども、これは先ほどお話ししましたツーリズムビジネス研究事業としまして実施しております。

次は127ページをお開きください。6款、商工費、1項、商工費の中の2目商工振興費、15節、工事請負費ですけども、こちらのほうも488万2,500円方は、その下の負担金補助で2,659万3,250円上がっておりますけども、下のほうについては商工会の街路灯組合のほうにLED街路灯の設置の費用としまして補助を出しています。それに合わせまして高森小学校通学路の方のスクールゾーンのほうにLED街路灯のほうを設置しましたので、その金額としまして上げております。それと観光費の中の7節、賃金で不用額が53万3,730円になっておりますが、こちらは高森峠千年桜祭の協力金徴収員分と交通整理人員分の賃金になりますけども、出勤日数等が天候等を考慮した費用を最終的に見込めなかったために不用額が出ております。

128ページをお開きください。11節の需用費になります。こちらのほうも43万8,446円不用額が出ておりますが、こちらのほうは観光施設の光熱費になります。冬季の悪天候により予算のばらつきが例年ありまして、最終時点では見込めなかったために不用額のほうが出ております。

以上になります。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第11、次に認定第1号、平成25年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算の認定について、政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（東 幸祐君） 課長の東です。

312ページをお開きください。鉄道会計につきましては2月の最終調整で自治体基金30万100円、民間基金3万3,835円という形で、基金の調整という形で行っております。歳入、歳出につきましては利子及び配当金という形で33万4,000円です。歳入、歳出は、事業自体があっておりませんので、その調整でございます。

以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町鉄道経営

対策事業基金特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第12、議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（東 幸祐君） 課長、東です。

それでは歳入のほうから順を追って担当係長のほうから説明申し上げます。

○政策推進課長補佐（古澤要介君） 歳入、県補助金。8ページになります。県補助金、6目、商工費県補助金になります。地域づくり夢チャレンジ事業の採択を受けましたので、58万5,000円の増額をお願いするものです。歳入について以上です。

○政策調整係長（緒方久哉君） 政策調整係の緒方です。こちらの7ページへお戻りください。款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、総務費国庫補助金につきまして補正額580万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、後ほど歳出のほうでご説明申し上げますが、高森町が農水省の所管の美しい農村再生支援事業ということで、今回事業採択の認定を受けましたので、こちらについて計上させていただいております。歳出の件については後ほどご説明をさせていただきます。

以上です。

○政策推進課長補佐（古澤要介君） 9ページをお開きください。総務管理費、12目、地域振興費、阿蘇千年祭助成金で173万8,000円の増額でございます。主なものはテント等リース料、24万7,000円、花火の開催、100万円、印刷製本費、24万4,000円、牛深ハイヤ関連の賄い費等々で20万5,000円でございます。

以上でございます。

○政策推進課長（東 幸祐君） 同じく9ページですね。20の情報管理費です。旅費のほうからいきます。46万円ほど計上しております。これは栃木県の芳賀町に視察研修に行くということで当初2名分を計上しておりましたが、追加しまして45万9,200円を増額しております。続きまして、需用費ですね。3万円。これはスタジオ用のマイクでございます。スタジオと編集室とのやり取りを行いますのでそのマイクになります。委託料720万円、これは今回今、職員が2名でカメラワークから編集やっておりますが、どうしてもちょっと人員が不足する

ということで専門の編集を2名配置する予定でございます。60万円の12月という形で720万円を計上しております。で、備品購入費96万7,000円を計上しておりますが、今カメラですね、専用のカメラが2台あります。そのカメラのケースを購入いたします。これが8万円。それと下のモニターですね、編集したのを返して観るテレビを2台、70万円です。それと10ページになりますが、外付けのハードディスクドライブ、これは保存用ですね、映像を撮ったものを保存するディスクです。これが18万6,100円。今民放の局のOBの方からアドバイスを受けてやっているところですが、どうしてもこれだけは最低限いるという形で今回計上をいたしております。

以上です。

○政策調整係長（緒方久哉君） 政策調整係の緒方です。今回、項の22、政策推進費ということで新たに設けていただいております。補正額、歳入と同額、580万2,000円になります。これは100%全額補助の農水省の補助となりますので同額となっております。こちらの計画につきましては、先ほどお配りいたしました資料があるということでこちらで説明させていただきます。まずこちらの事業については今年度と来年度までの2カ年計画となっております。その目的といたしましては、本町含む阿蘇地域が認定を受けた世界農業遺産の趣旨と意義を唱え、平成26年3月に策定した高森町新農業プランを今回の活動計画のマスタープラン、基本計画として位置づけ、情報推進基盤の活用等により本町でしかできない、高森町的な全住民レベルでの草地景観に対する事業で、また農業等の啓発活動を実施し、阿蘇地域における先駆的事例として展開いたします。こちらにつきましては九州の中では本町と大分県が今のところ計画の認定を受けているそうです。世界農業遺産につきましては趣旨の中で草原の維持再生に関わる農業者の生産活動や貴重な草原性動植物の保全、また美しい草原、農村景観の維持、農村祭事がいきづく伝統文化等の継承ということで、こちらの趣旨と意義を踏まえて全町民運動として啓発活動等やっていくためのきっかけづくりとしてこの計画を活用させていきたいと思っております。2カ年の概要になります。こちら下の1から4まで数字を付けておりますが、こちらを2年かけてやる計画となっております。まず、TPCで流す放送番組とあと児童向けの番組も含めまして、945万円、こちら備品等含めましてその金額となっております。こちらについては食い付きというかですね、番組としての波及効果が良くなるように例えば森高千里さんであるとかそういったレベルの超有名な、全国的に有名なタレントさん、熊本出身の方をお呼びして、町内、高森町の専門の番組をですね、また広報用として町外にも広めていく。また同じく素材を使って児童向けの学習番組20分程度



をちょっと概要版みたいなものをお作りして自主放送と学校現場で活用しようということになっております。またきっかけづくりとして新年の1月に今度は全戸に対して草地保全であるとか、いわゆる高森の世界農業遺産の素材といたしますかそういったものを活用したカレンダーを作って全戸に配ってその中で啓発活動として使用しようと思っております。また、草地保全学習教材制作につきましては、こちらは紙芝居になります。こちらは特にまだ小さいお子さんに情操教育的な啓発活動をやっというということで、紙芝居を製作するということです。食育啓発の実施ということで、学校給食を利用してこちらに書いてありますように、給食において前原牧野内で繁殖、肥育一貫経営により生産された赤牛を学校給食の素材として提供して草地とまた赤牛との関係について安全な食につながる阿蘇の農業、畜産業というものを意識づけて啓発活動に活かしていこうと思っております。この中で2カ年、このうち1年目が580万2,000円という計上になります。

以上です。

○政策推進課長（東 幸祐君） はい、課長の東です。ただいま26年度補正の歳入歳出ですね、ご説明申し上げました。以上でございます。

○委員長（立山広滋君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、政策推進課に関連する付託案件については終了いたしました。政策推進課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第13、ただいまから所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。閉会中の継続調査については、1. 行財政の運営に関する事項、2. 地域振興に関する事項、3. 町有財産の管理に関する事項、4. 町税に関する事項、5. 防災に関する事項、6. 地籍調査に関する事項、7. 商工

の振興に関する事項、8. 観光の振興に関する事項、以上、8 事項を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで総務常任委員会を閉会いたします。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午後 2時30分

平成 26 年第 3 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 26 年 9 月 12 日

高 森 町 議 会

# 平成26年第3回定例会文教厚生常任委員会記録

平成26年9月12日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） おはようございます。定足数に達しましたので、文教厚生常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第1、まず本委員会に付託されました、住民福祉課関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、住民福祉課の説明を求めます。よろしくをお願いします。

○住民福祉課長（阿南一也君） おはようございます。住民福祉課の阿南です。

決算の報告につきましては、決算書のページごとに説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、よろしくをお願いします。

各担当係長より説明させたいと思います。よろしくをお願いします。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。よろしくをお願いします。

29ページをお願いいたします。

歳入予算の12款負担金及び負担金の第2項負担金、第3目の民生負担金の第3節児童福祉費負担金現年分ですけれども、22万8,000円の収入未済額があります。これは高森保育園に入所されている児童の方の分の保育料の未納分です。この分は繰り越しをしております。

続きまして、31ページをお願いいたします。こちらは13款の使用料及び手数料、第1項の使用料の民生費の第2節児童福祉施設使用料現年分ですけれども、こちらは公立保育園の保育料の未納分となっております。7万1,000円となっております。

以上です。

○住民係長（芹口孝直君） 住民福祉課、芹口です。

32ページをお開きください。

第13款、第2項手数料、2目総務費手数料の第2節臨時運行許可申請手数料ですが、こちら特に収入未済等はございません。

次のページの34ページをお開きください。次の第3節、第4節、第5節ですが、各種証明手数料、収入済額が55万7,400円、第4節の戸籍住民基本台帳手数料、収入済額が258万800円、印鑑証明手数料63万5,600円、収入未済等はありません。

40ページをお開きください。

第14款国庫支出金、第3項国庫委託金、第2目総務費国庫委託金の第1節中长期在留者住宅地届出等事務委託費、こちらは収入済額が15万1,000円、収入未済等はありません。

次のページ、42ページをお開きください。

第15款県支出金、第2項県補助金、第2目総務費県補助金の第1節人口動態事務補助金ですが、こちら収入済額が1万6,579円で、収入未済額等はありません。

すみません。以上です。

○住民福祉課長補佐（丸山雄平君） 改めまして課長補佐の丸山です。

51ページをお開きください。

15款県支出金のうち3県委託金、3民生費県委託金のうち1の人権啓発活動事業委託金が47万3,000円、これは満額入っております。

続きまして、57ページをお開きください。

20款の諸収入の中で3の貸付金元利収入ですが、1貸付金元利収入のうち、2住宅新築資金貸付金元利収入、これは調定額が33万5,330円に対しまして、収入未済額が満額33万5,330円残っております。これについては、この納入者が次にあります過年度分についての支払いを先行して支払いをされておりました、年間大体50万円近くを支払われておりますので、現年分については大体払おうと思えば払っていただけますが、過年度分のほうの支払いを先行されております関係で33万5,330円はそのまま残った形になっております。

続きまして、3の住宅新築資金貸付金元利収入過年度分ですが、今申し上げました分も含めて調定額2,518万6,367円に対しまして、収入済額が99万8,000円です。収入未済額が2,418円8,367円ございますが、これは長期にわたります滞納がございまして鋭意皆様のほうの努力をいただいて、収入のほうも毎年大体100万円近くは上がってきておりますので、将来的には解消できるものというふうに思っております。ただし、一部の方が何年かにわたって滞納が収入のほうに入ってきていない方がいらっしゃいますので、9月1日付で催告等をして鋭意分納等についても相談に応じますということで通知を差し上げております。

続きまして、同じく項4雑入、目雑入、節雑入のほうに全体額で、雑入額の内訳の部分に入りますので細かくは決算書に載っておりませんが、163円分が私たちの係のほうの分で雑入に入っております。この分につきましては、運動団体への助成金のうち利子が付いた分については払い戻していただくことになっておりますので、その分について雑入で受け入れております。

歳入については以上です。

○住民係長（芹口孝直君） 住民福祉課、芹口です。

同じく58ページの第20款諸収入、第4項雑入、第2目雑入の第3節証紙売りさばき手数料、こちら調定額9,450円に対しまして同額となっております。

以上です。

○住民福祉課長（阿南一也君） 歳入につきましては、以上になります。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。同じくページを追って担当係長より説明させていただきます。

○住民係長（芹口孝直君） 住民福祉課、芹口です。

歳出につきまして説明させていただきます。84ページをお開きください。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第3目の戸籍住民基本台帳費ですが、こちら20万円以上を超える不用額があるものは特にございません。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

94、95ページをお開けください。

第3款第1項第1目の社会福祉総務費でございますけれども、11節の需用費で23万6,044円の不用額があります。こちらは内訳としまして消耗品が18万4,107円、燃料費が4,037円、食料費が2万9,900円、修繕料が1万8,000円となっております。不用となった理由といたしましては、地域支え合い事業としまして災害時に町内の各老人施設と役場のほうを停電とか電話線が切断された場合でも連絡がとれように無線機を設置しております。その無線機を非常時でも稼働できるように太陽光の発電をして、そこでバッテリーで電気を蓄えていつでも使えるような状態にしております。その機器関係の消耗品としてこの18万4,000円を一応残していたようなことです。

あと、その次の19節の負担金補助及び交付金ですけれども、こちらの348万8,516円の不用額につきましては、社会福祉協議会の休職者の職員の人件費の分です。こちらは平成26年5月31日付で町の口座のほうに戻し入れがしてあります。

続きまして第2目の障害福祉費の第13節委託料で76万1,841円の不用額

があります。こちらは更生医療などの障害者の診療報酬の分となっております、更生医療につきましては、突発的に発生するものでありまして、高額な医療費がかさむものでありますので、これは仕方ないものと思われま

以上です。

○住民福祉課長補佐（丸山雄平君） 課長補佐の丸山です。

引き続きまして99ページをお開きください。

民生費の中で社会福祉費9の同和対策費のところですが、大体予定どおりの支出ができておりますので20万円を超える不用額の発生はありませんでした。

引き続き101ページをお開きください。

10目の地域改善施設費ですが、こちらのほうも見られたとおりで20万円を超えるような不用額は発生しませ

ず、予定どおりの支出ができたものと思われま

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

続きまして102ページ、103ページをお開けください。

同じく第2項の児童福祉費、第1目の児童福祉総務費のほうですけれども、この第12節の役務費で32万2,000円の不用額が生じております。こちらは子ども・子育てアンケート調査の際の郵送料の分として一応残しておりましたが、ほかの他の課の補助事業とかの絡みで郵便料が賄われたということでこの分は不用となっております。

次の13節の委託料ですけれども、289万5,000円の明許繰越費があります。こちらは子育て支援の新制度施行に伴う現行の電算システムの改修委託料となっております、25年度中に契約をしまして26年度に事業繰越をしております。

続きまして第20節の扶助費ですけれども、25万円の不用額が生じております。こちらは出生祝金の分でございます、一応年度内3月31日までに出生予定者の子どもさんの分で予算を計上しておりましたので請求がある予定でしたので残しておりました。

続きまして104ページ、105ページをお開けください。

こちらは同じく第4目の児童福祉施設費のほうで13節の委託料ですけれども、明許繰越費で418万円の明許繰越費があります。こちらは高森町立色見保育園の工事施工に伴う管理業務の委託料です。こちら

26年度に事業繰越をしております。同じく続きまして15節の工事請負費ですが、こちらが1億80万7,000円の明許繰越をしております、こちらは先ほどの色見保育園の建築本体工事の分で事業繰越をさせていただいております。

続きまして106ページ、107ページをお開けください。

第6目の高森東保育園費のほうで第13節委託料で40万4,420円の不用額が生じておりますが、こちらは園児を送迎する際のタクシーの添乗員の委託料でございます。冬場に大雪が降ってタクシーが出なかった分と、あとタクシー添乗員の方が体調不良とか所用によりまして添乗をお休みされる場合があります。そういう場合は東保育園の保育士のほうで対応しておりますので、その分の不用額が生じたと思われま。14節の使用料及び賃借料につきましても38万7,650円の不用額が生じております。こちらは送迎タクシーの使用料として予算計上していたものでありまして、同じく大雪とかでタクシーが出なかった分の経費が不用額として残っているものであります。

以上です。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課の阿南です。

以上で、歳入歳出25年度分の決算を報告させていただきました。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（三森義高君） 57ページをお願いしたいと思いますが、毎年のございですが、住宅新築資金貸付金が25年度過年度分、要するにさっきの説明がありましたように払っていかれている人はいいとして、要するに全然入っていない、その人たちに毎年毎年同じような説明をしとっていきよってどうなるのか。結局払っていない人ばかりなら問題ないが払っている人もおる、全然入っていない人、その部分をどう対処をしていくのか、そこらあたりはしっかりと監査の中でも出ておりますけれども、そこらあたりが不公平がないようにしとかんと、特に行政の立場というものがありますので、そこらあたりはしっかりと受け止めていただきたいと思いますと思いますが、どんなでしょうか。

○住民福祉課長補佐（丸山雄平君） 課長補佐の丸山です。

今の質問に完全な答えはちょっと難しいと思いますが、今現在お支払いをいただいている方たちも鋭意努力されて、もう本当に無理な生活が苦しい中お支払いをいただいている状況でございます。今、指摘のありました実際に支払いがなかなかされていない方たちに対してどうかということですが、お一人についてはここ2、3年前ぐらいに一度支払いをされた後、やはり生活的に苦しくてし



ばらく滞っている状態があるようですので、先ほど申し上げましたように9月1日付で催告状は出しておりますが、その後分納等についての相談はまだあっておりませんので1カ月、2カ月ぐらいはちょっと様子を見させていただいた上で直接のお話し合いをしたいなというふうには考えております。もうお一方についてはかなり遠方においでですので、ご親戚の方等を通じてでもお話ができればというふうには考えておりますが、現時点では具体的にはつきりはどういうふうにしていいものかというのは、まだ考えていないのが現状でございます。以前の担当者等との打ち合わせをした上で連絡が取れるように計らいたいなというふうには今考えております。

以上です。

○委員（三森義高君） 三森です、9番か。先ほども言っていなかったかな。説明は大体毎年決算のときは同じ説明たいね。そこらをどうか前向きな取り組みを課長はじめやっていたらいいなと思います。そうしないと本当にこういう資金はなかなか不公平があってはならん、この部分については特にですね、どこも一緒ですけれども、そこらあたりはしっかり受け止めていただかんと、ただその時その時の釈明じゃ本当に前に進まん。そこらあたりをしっかりと執行部あたりとも検討されてやっていただきたいと思います。お願いしておきます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課の阿南です。

はい。今、9番の三森委員が言われましたように、毎年同じような言葉になっておりますので、本年度中はそれこそ私も含めて課長補佐といっぺん全然納めていらっしやらないところの家庭等を訪問して事情聴取をしたいと思っておりますので、ということで進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員（立山広滋君） 立山です。

先ほど説明があった29ページの22万8,000円、高森保育園の未納分、それと31ページ、7万1,000円、公立保育園の未納分、高森保育園が何名いらっしやるのですか。それと公立保育園は1つの公立保育園ですか、2つ合わせて何名かいらっしやるのですか。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。内訳につきましては、ちょっと資料を持ってきていませんでしたのであれですけれども、公立保育園につきましては、2園ともおられます。はい。この滞納繰越額ですけれども、26年度に入りまして児童手当の第1回目の支給のときに直接この滞納者の方とお話をさせていただきました、何人かはそこで片付いた方もいらっしやいます。もう一つは債務整理をされて還付金が生じたということで、その還付金で大口の滞納者がなくなりました。人数につきましては、昨年が30名近くいらっしやったのですけれども、

この25年度の繰越分につきましては、20名弱でした。公立と私立を合わせまして20名弱です。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかに何か。どうぞ。

○委員（宇藤康博君） 1番、宇藤です。

先ほど説明がございました出生祝金の詳細と昨年との比較、これはどのようになっておりますか。よろしくお願ひします。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。出生祝金の分ですけれども、人数的には第1子が25年度の実績で16名。102ページ、103ページです。よろしいですか。第1子の方が16名、1人当たり5万円となります。第2子の方が8名、お一人当たり10万円となります。第3子の方が17名、お一人当たり20万円となります。昨年度の実績と比べまして、ちょっとはつきりと覚えておりませんが、金額的には確か出生されている方が増えていると思います、金額的にはですね。不用額はそれだけ減っているということですね、はい。

○委員（三森義高君） できるなら資料ば持ってきて、確認したほうがよかつじやなか、せつかくの説明ですのでお願ひします。

○委員長（後藤三治君） 今、委員さんからそういう意見でございますので、先ほどの滞納繰越金と併せて、できるなら資料がありますなら取りに行ってもらって結構です。

○福祉係長（岩下雅広君） 今ですか。はい。

○委員長（後藤三治君） ほかに何か。

○委員（立山広滋君） 直接関係ありませんけれども、今の質問に関連して、これは年度じゃなくて年で大体の数字が出ていますけれども、各年各年の死亡者数と出生は統計か何かとってありますか。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

各月ごとにもとっておりますし、年度ごとでもとっております。

○委員（立山広滋君） 立山です。年度ごととっているというなら年もわかるたいな。例えば去年の1月から12月まで何人産まれて何人の方が亡くなられたという。これは何か一覧表か何か資料はありますか。

○住民係長（芹口孝直君） すみません。ちょっと作らないと、その年ごとということであれば。

○委員（立山広滋君） 年度でもいいのです。

○委員長（後藤三治君） 年度ごとにはありますか。

○住民係長（芹口孝直君） 月ごとでしか、すみません、今のところないです。

○委員長（後藤三治君） 月ごとで。

○住民係長（芹口孝直君） はい。月ごとで作っています。

○委員長（後藤三治君） それを提出できるなら提出してもらおうとよかたいな。

今、質問があったことは担当課のほうで資料として作ってください。よろしく  
お願いします。

ほかに何かございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町各会計  
歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第2、議案第53号、高森町家庭的保育事業等の設備  
及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課長の阿南です。

私のほうから説明させていただきます。

先ほど配りました資料に基づきまして、子ども・子育て支援新制度の概要につ  
いてご説明申し上げます。

1 ページの一番上に書いてありますけれども、出生率に歯止めをかけるべく子  
どもを生み育てやすい社会の創立を目指して制度は成立されました。これにつき  
ましては、平成27年4月の制度導入となる予定になっております。制度の主な  
目的につきましては、1つ、質の高い幼児の教育、保育を総合的に提供する、2  
つ目に地域の子育ての一層の充実、3、待機児童の解消。地域の保育の支援とい  
うのが大きな目的でございます。

2番目に新制度の概要ということで書いてありまして、要約いたしますと、こ  
の新制度は消費税の引き上げによるものを財源といたしまして、1つ、待機児童  
の解消の部分に充てられます。それと保育士さんの配置等について大きく対応さ  
れるものであります。下のほうに箱書きで書いてあります。1号、2号、3号と  
ありまして、何かこれは介護保険と同じような感じに感じますけれども、一応介

護保険と同じような形で認定を受けるような形になります。今までは基本的には補助制度になっていましたけれども、今度から給付制度のほうに移行されます。その関係でこちらに書いてありますとおりに1号、2号、3号認定という形で認定されまして、それぞれ保育園、幼稚園、認定こども園という形に入所するところが振り分けられる形になります。しかしながら、私たちの町につきましては、幸い待機児童がおりませんので、そんなに混乱はないと思われま

す。続きまして2ページをお願いいたします。

第53号におきましては、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準という形で今回条例を定めております。

3ページをお開き願います。

この制度につきまして条例を今回3本設けました。先ほど言いましたように一番上に家庭的保育事業の設備、それから第54号につきまして特定教育、それから第55号につきまして放課後保育という形で3本の条例をお願いしております。条例定めておりますけれども、基本的には国が定める基準をうちのほうはもってきておりますので全然町独自の基準というのは設けておりません。

5ページに移っていただきまして、家庭的保育事業のこの条例を簡単な箇条書きに定めております。先ほどから申し上げておりますように国基準案がありまして、一番右に高森町の基準の条例をつくっております。真ん中に従うとか参酌とかありますけれども、一応国の基準をそのままもってきた形にしております。この制度の運用につきましては、後ほど帰られて見ていただけるとわかりやすいように私たち説明しておりますのでよろしく願います。簡単ではございますが、説明させていただきます。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第53号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（後藤三治君） 日程第3、議案第54号、高森町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

資料の9ページをお開きください。

こちらのほうにも書いてありますとおりに、国基準の案と高森町基準ということで持ってきております。一応基本的に全部国の基準をそのまま持ってきておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひします。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ただいま説明がありましたがい、先ほど53号で大まかな説明されまして、これは先ほども言われましたように3条例とも同じ要件での設置になります。説明が非常に少なかつたと思ひますが、何かご質疑はありませんか。

○委員（三森義高君） 9番、三森です。

今、説明がありましたけれども、施設に関して従来の施設とこの事業の運営に関する中での施設は対応はどんなですかね、基準は。

○住民福祉課長（阿南一也君） 基準は基本的には変わりありません。

○委員（三森義高君） ほとんど変わらない。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい。ほとんど変わりありません。そうですね、今、この言ってるあれですよ、これはほとんど変わりありません。

○委員長（後藤三治君） よございますか。

○委員（三森義高君） 特に調理関係とかそういう場所は大体基準どおり今もやってあろうけんね。

○住民福祉課長（阿南一也君） そうです。でなければ認定が下りませんので。

○委員（三森義高君） それは基準どおりにこれには入っているということですね。

○住民福祉課長（阿南一也君） そうです。すべて国の基準にあわせていますので、それに基づかないとだめですので、それを厳しくするのは構わないのですけれども、それよりも甘くすることはできませんので一応国の基準を参考にさせていただいております。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これから、本案について採決します。議案第54号、高森町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第4、議案第55号、高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課の阿南です。

先ほどと同じように18ページをお開きください。

こちらのほうにも国の基準案と高森町基準条例ということで書いております。

こちらに書いてありますとおりに国の基準のとおりということにしております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第55号、高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第5、議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

それでは、住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課の阿南です。

予算書に基づきまして、ページ数を追いまして各担当係長よりご説明を申し上げます。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

補正予算書7ページをお願いいたします。

14款、第1項、第3目の民生費国庫負担金で第7節臨時福祉給付金ということで1,165万7,000円を増額補正を計上させていただいております。これは臨時福祉給付金の対象者が当初1,000人を見込んでおりました。ところが平成26年度の所得の確定によりまして支給対象とされる町民税の均等割の非課税対象者が約2,000名おられることが確定しております。その方たちにすべてに臨時福祉給付金を申請を受け付けてからの支給になりますが、支給する可能性がありますのでその分の予算を今回増額補正させていただいております。この費用に関しましては、全額国庫負担でくる予定です。歳入は以上です。

続きまして歳出の10ページをお開けください。

第3款、第1項、第1目の社会福祉総務費の19節負担金補助及び交付金ですが、こちらが先ほど歳入で増額補正させていただきました金額をそのまま歳出のほうでも計上させていただいております。内容につきましては、先ほどの説明と一緒にすけれども、対象者が先ほど約2,000名と申しましたけれども、実際、申請該当者件数を調べましたところ2,042件の方がいらっしゃいます。7月末までの申請を1回受け付けまして、そこで8月8日の日に第1回目の支給をしております。その方が954件の方に支給をしております。8月1日から8月末までの申請件数が485件あっております。残り603件の申請がある見込みですので、この1件当たりに対象者の方が複数いらっしゃる可能性があります。中にはお一人で1件という方もいらっしゃいますので、その数はちょっと集計ができませんでしたので、これまでの実績に伴いまして約1.3倍ということで掛けさせていただいて、それに1人当たり1万円の金額を掛けております。それでこの金額を算出しております。

以上です。

○住民福祉課長（阿南一也君） 以上が今回補正をお願いした分でございます。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということでございますので、続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから、本案について採決します。議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、住民福祉課に関連する付託案件については終了いたしました。

住民福祉課の皆さん、お疲れさまでした。

お諮りいたします。

ここで休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 午前11時から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 全委員お揃いですので再開したいと思います。

日程第6、それでは、本委員会に付託されました健康推進課関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

まず、平成25年度高森町一般会計歳入歳出決算について健康推進課の説明を求めます。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、健康推進課の説明をお願いいたします。

○健康推進課長（馬原恵介君） おはようございます。健康推進課長の馬原でございます。

一応、決算書のページに基づきまして説明させていただきますので、担当はそれぞれ替わるかと思うのですが、ぜひよろしくをお願いいたします。それでは、説明に入らせていただきます。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。決算書の28、29ページのほうをお開きください、一般会計の。

下のほうになりますが、老人福祉費負担金、現年度分として404万3,493円、養護老人ホームの入所者の負担金として歳入をしております。

○健康推進係長（野中裕美子君） 続きまして健康推進係、野中です。

31ページです。衛生費負担金の第2節健康増進事業健康審査負担金ということで、これはがん検診の個人負担金として224万6,600円歳入しております。

続きまして3節の健康審査負担金、これは39歳以下の検診及び骨、腹部超音波検診の個人負担金として116万1,900円歳入しております。



○国民健康保険係長（石田昌司君） 健康推進課、石田です。

34、35ページをお開きください。

国民健康保険関係をご説明させていただきます。第14款国庫支出金の第4節保険基盤安定負担金380万5,190円ですが、これは低所得者に応じて保険料の一定割合を補てんするもので、国が2分の1を負担するものです。

続きまして40、41ページをお開きください。

第15款、県支出金の第3目の民生費県負担金の第3節保険基盤安定負担金5,299万5,103円ですが、これは健康保険分が2,877万3,295円と後期高齢者医療分が2,422万1,808円、これを合わせた額で県の負担が国民健康保険が支援分で4分の1、軽減分で4分の3、後期高齢者医療が4分の3が県の負担となっています。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

44、45ページをお開きください。

100万円以上の歳入ではありませんでしたが、一番下の29節在宅サービス提供体制モデルづくり事業補助金として、これは野尻、津留方面に充てました山間地の地域のサービスといたしますか、地域等在宅サービス提供体制モデルづくり事業というのを25年度実施しまして、それに係る補助金として90万円を歳入しております。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

56、57ページをお開きください。

第20款の諸収入、第2節雑入ですが、この中の359万2,754円、これは国保関連の歳入となっております。これは平成24年度の後期高齢者医療給付金、負担金の返納分となっております。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

次は、歳出のほうに入りたいと思います。96、97ページをお開きください。本当多いですので主なものについてご説明申し上げます。

4目の老人福祉費、13節委託料、これにつきましては救急通報装置システムの委託とか在宅介護支援の通所事業とかの委託事業費として152万7,760円歳出しております。

18節備品購入費ですが、これは先ほど言いました山間地域の事業のほうで送迎車を購入しました分として157万50円歳出しております。

次が、19負担金補助及び交付金ですが、これにつきましては阿蘇広域行政事務組合とか老人クラブ連合会にうちのほうから負担金と、あと補助金として交付している分で866万4,008円歳出しております。

20節扶助費につきましては、養護老人ホーム湯の里荘なのですが、入所者に係る老人保護措置費として2,789万6,421円歳出しております。

続きまして、飛びまして98、99のほうをお開きください。

一番上の28節繰出金として、これは介護保険に係る給付費とか、うちの介護予防事業とかに対する一般会計から介護保険の特会のほうに繰り出す分として1億1,298万7,507円を歳出しております。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 健康推進課国民健康保険係、石田です。

第7目の後期高齢者医療事務費の第19節負担金補助及び交付金の9,883万4,500円ですが、これは後期高齢者医療広域連合に支払った負担金で、療養費分と事務費分となっております。

次の第28節の繰出金ですが、こちらは後ほど後期高齢者医療特別会計のほうでご説明いたします。

第8目国民健康保険事業費の第28節繰出金、こちらのほうも後ほど国民健康保険特別会計のほうでご説明いたします。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

111ページです。

4款衛生費の1目保健衛生総務費の13節委託料です。これは20歳から30歳代の検診、それから骨、腹部超音波検診の検診料として439万8,220円支出しております。

それから2目予防費の11節需用費です。121万9,396円、これは予防接種のワクチン代として支出しております。

同じく13節委託料です。これも予防接種の料金として1,322万9,440円の支出になっています。

11節の不用額のところに53万8,604円、これもワクチン代で最初の補正までにその後の接種料が、接種見込みが推測できませんで不用額として上がっています。

それから13節の委託料も同じく今後の接種分未定のために不用額として111万3,560円上がっています。

それから20節扶助費、これはインフルエンザを町外で接種した人に対する扶助費なのですが、これも見込みが未定のために33万3,800円不用額として上げております。

続きまして、3目の健康増進費です。13節委託料、これはがん検診、それから生活習慣病の2次の精密検査代として委託してある分で890万1,822円支出しております。

続きまして、113ページです。

5目の母子保健費、13節委託料です。これは妊婦健診の委託料として386万5,650円支出しております。これも最終的な検診の受検者が見込めませんでしたので不用額として46万2,350円出しております。

20節扶助費、これは子ども医療費の払い戻しとして1,442万8,797円支出しております。

以上です。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

以上で、歳入歳出につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、どうぞ。

○委員（宇藤康博君） 1番、宇藤です。先ほど説明ございましたページ45の在宅介護モデル事業ですか、その詳細を教えてくださいと思います。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

前年度私が担当しておりましたので、今の担当に代わりまして私のほうで説明させていただきます。これにつきましては、一応高齢者の方が今後は在宅で老後を過ごしてもらうことを目的として、体制モデルづくり事業というのが県で補助事業として行われております。一応モデルづくり事業なものですから要はいろいろ先進的な事例として試みてくださいというようなもので、高森の場合が一応野尻、草部地区の中で野尻地区を中心として朋遊館にお風呂があります関係で朋遊館の施設を拠点として何かやれないかということで社協と協議をいたしまして、あそこでサロン事業を一応今やっているところでございます。その中で90万円につきましては、送迎用の車両を含む事業費の半分、2分の1を県のほうから補助金としていただいているところでございます。ちなみに今現在のところ、週1回毎週大体火曜日を主に行っております。地区別に分けまして津留、野尻が1回、尾下、河原が1回、それから以前行っておりました「どぎゃん会」という認知症の機能回復が1回、それから北部地区がちょっと距離がありますが送迎が可能だということで北部地区のほうも行っております。ということで週1回の月4回行っております。昨年11月から実施いたしまして、25年度実績として大体260名の参加ですね。それから26年度が4月から8月末までで279名ということで大体平均すると1回あたり17、18名ぐらいの参加になっております。実際であれば各地域でサロン事業を実施するのを推進するのが簡単といいますか、事業としては広がりやすいのですけれども、今回はモデル事業ということで、そういった部分で核とした施設を利用してという部分で県と協議をいたし

まして実施を行っております。

先ほどちょっと説明が漏れておりますけれども、施設の整備ということで段差はないのですけれども手すりがなかったということで手すりを付けたりいたしまして施設の中でも転倒防止とかに心がけてやっているところでございます。一応事業実施主体は今のところ社協を中心としてボランティアさんとか民生委員さん、それから地元の協力委員さんあたりで行っているところでございます。そこうちのほうとしても保健師を派遣したりとか栄養士を派遣したりということで参加者の健康管理についても気を付けているところでございます。

以上です。

○委員（宇藤康博君） もう1点いいですか。ページ93の先ほど説明ございましたけれども、緊急連絡システムですね、今、どのような形の緊急連絡のシステムなのかを教えていただきたいと思います。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

これも昨年度担当しておりましたので、私のほうで詳細を説明させていただきます。

緊急装置につきましては、消防署のほうに一応電話番号を登録いたしまして、ボタン1つで消防署のほうに連絡がいくというシステムでございます。ただ、緊急通報装置ですけれども、消防署に連絡をしたからといって救急車がすぐ来るわけではなく、消防署に登録してある連絡員さんのほうにこういった通報がありましたので様子を見てくださいということで様子を見に行っていただいて、それで必要であれば救急車等を派遣するということですね。ですから、ただどこにでも通報装置を置けるかというところというわけではなくて、緊急の疾患を持っている方、心疾患とかそういった方である程度、高齢者のお一人暮らしとか、そういった方で一応これについても全世帯ではなく、ある程度制限を持ちましてこちらのほうでいろいろ事情をお伺いいたしまして、それで一応やっているところでございます。今、それに代わるものとして高森ポイントチャンネルですね、そちらのほうにも見守りサービスというものがございます。そちらのほうは光のケーブルを使いまして本人の移動とか電気器具に対するスイッチが入ったりとか、それにも緊急的なメールを送る部分とかいうサービスがございます。一応緊急通報装置と合わせて今住民の方にご紹介をしているところではございます。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから、本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定については認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 次に、平成25年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

健康推進課の説明を求めます。よろしくお願ひします。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

今から3会計、特別会計について決算についてご説明させていただきます。ただ、特別会計でございますので、ある程度目的がはっきりしております。ただ、その中で支出の大きいものについてこちらのほうで選んで説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。

では、担当のほうから説明を行ないます。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係の石田です。

平成25年度高森町国民健康保険歳入歳出決算についてご説明させていただきます。184、185ページをお開きください。

第1款国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税、第1節医療給付費分現年課税分は1億2,386万7,766円の収入がありまして、収納率95.63%、滞納者110名となっております。

第2節後期高齢者支援金分現年課税分は3,029万2,353円の収入がありまして、収納率95.63%、滞納者110名となっております。

第3節介護納付金分現年課税分は1,485万7,707円の収入がありまして、収納率94.95%、滞納者78名となっております。

第4節医療給付費滞納繰越分は655万1,206円の収入がありまして、収納率11.5%、滞納者186名となっております。

第5節後期高齢者支援金分滞納繰越分は134万1,109円の収入がありまして、収納率18.74%、滞納者144名となっております。

第6節介護納付金分滞納繰越分は90万1,257円の収入がありまして、収納率14.09%、滞納者134名となっております。

続きまして、第2目退職被保険者国民健康保険税、第1節医療給付費分現年課

税分は700万4,400円の収入がありまして、収納率98.09%、滞納者4名となっています。

第2節後期高齢者支援金分現年課税分は169万360円の収入がありまして、収納率98.07%、滞納者4名となっています。

第3節介護納付金分現年課税分は159万3,784円の収入がありまして、収納率98.09%、滞納者3名となっています。

第4節医療給付費滞納繰越分は33万1,319円の収入がありまして、収納率18.03%、滞納者8名となっています。

第5節後期高齢者支援金分滞納繰越分は6万3,531円の収入がありまして、収納率28.80%、滞納者6名となっています。

第6節介護納付金分滞納繰越分は6万98円の収入がありまして、収納率23.78%、滞納者8名となっています。

続きまして、186ページ、187ページをお開きください。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金の第1節の現年度は2億1,729万4,535円の収入がありまして、こちらは保険給付費をもとに国からの負担金となっております。

第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金の第1節の普通調整交付金は9,432万7,000円の収入がありまして、これは市町村間の財政力の不均衡などを調整するために国から交付されるものです。

続きまして、188ページ、189ページをお開きください。

第5款療養給付費等交付金の第1節現年度は3,844万1,000円の収入がありまして、これは退職被保険者に係る医療費が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

第6款前期高齢者交付金、第1節現年度は2億1,159万3,989円の収入がありまして、これは前期高齢者に係る医療費が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

190、191ページをお開きください。

第7款の県支出金、第2項県補助金、第1目財政調整交付金の第1節普通調整交付金は5,469万1,000円の収入がありまして、これは市町村間の財政力の不均衡などを調整するために県から交付されるものです。

続きまして、第8款共同事業交付金、第1節高額医療費交付金は1,934万667円の収入がありまして、これは高額な医療費発生による国保財源の急激な影響の緩和を図るため国保連合会から交付されるものです。

第2節保険財政共同安定化事業交付金は1億4,453万1,147円の収入が

ありまして、これは市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るために国保連合会から交付されるものです。

第10款繰入金、第1目一般会計繰入金の第1節保険基盤安定繰入金は国民健康保険税の軽減相当分を一般会計から繰り入れるもので4,343万7,980円を繰り入れました。

192、193ページをお開きください。

第3節の財政安定化支援事業繰入金4,200万円は、法定内繰入金として1,700万円、法定外繰入金として2,500万円を繰り入れました。

第11款繰越金、第1節その他繰越金6,574万8,048円、これは平成24年度の国民健康保険の特別会計からの繰越金となっております。

196、197ページをお開きください。

第12款の第1節の弁償金ですが、これは横領事件での弁償金として25年度は8万円の入金がありました。残金が9,283万783円となっております。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

200、201ページをお開きください。

第2款保険給付費、第1目一般被保険者療養給付費は一般被保険者の診療報酬として国保連合会に6億180万2,779円を支払いました。

第2目退職被保険者療養給付費は退職被保険者の診療報酬として国保連合会に支払ったもので2,982万3,643円を支払いました。

202、203ページをお開きください。

第2項の高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費は一般被保険者の高額療養費該当者への払い戻しとして8,450万6,780円を支出しました。

204、205ページをお開きください。

第3款後期高齢者支援金等、第1目の後期高齢者支援金は国民健康保険税の後期高齢者支援金分として社会保険診療報酬支払基金に1億3,890万2,068円を支出しました。

206、207ページをお開きください。

第5款介護納付金は国民健康保険税の介護納付金分として社会保険診療報酬支払基金に6,501万1,551円を支出しました。

続いて第6款共同事業拠出金、第1目共同事業医療費拠出金は高額な医療費発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るための負担金として2,155万9,591円を国保連合会のほうに支出しました。

第2目保険財政共同安定化事業拠出金は市町村の国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るための負担金として国保連合会のほうに1億2,242万3,0

42円を支出しました。

210、211ページをお開きください。

第10款諸支出金、第3目一般被保険者償還金は平成24年度の国民健康保険療養給付費等負担金の交付確定による返還金として2,199万7,124円を熊本県のほうに返還しました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（後藤三治君） ただいま、説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。質疑は何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員（宇藤康博君） 1番、宇藤です。ページ197の件でございますが、この8万円の収入となっておりますが、かなりの金額が残っているのですが、今後の対応は。よろしくをお願いします。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

現在、本人さんと面談した場合、本人さんが糖尿病からくる体調不良もありまして、入退院の繰り返し、それから白内障の手術等をされていましてなかなか仕事が思うように就けないという部分があります。後ほど報告しようと思っておりますが、実は9月の頭に竹田市のほうに転出されております。この理由といたしましては、非常に生活が困窮しておりまして、高森のほうで生活するのは厳しいという部分で竹田市のほうにお身内の方もいらっしゃるという部分と、あとは国のほうから若干の保護をどうにかしたいという部分と、その辺をお考えで一応竹田のほうに転出されております。一応高森のほうに町のほうで差押えしております家屋敷、それから田んぼ、山林ございます。今後はちょっとご本人さんとも協議を続けながら、うちの顧問弁護士もおりますので、その辺を含めて競売のほうも視野に入れていきたいと思っております。ただ、相続が一部まだ未了なものですから、お兄さんともご相談させていただきまして、早急なる相続の手続きとその後の競売についてもお話をさせていただきたいと思っております。収入につきましては、そういった事情で、今後もちっと非常に厳しいのではないかと思っております。ただ、これで幕引きというわけではなくて一応収入が終わっていない部分の一部として競売を一つの方法と考えておりまして、それが終わったあとに今後についてはご本人及びご家族の方、ご親族の方と協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 私のほうからいいですか。今の件ですが、後藤です。仕事しよると。



○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

仕事は荻町のほうでお身内の方が養豚業をなさっておられまして、そちらのほうに雇っていただいているという形らしいんですよ。ですから、休みながらも来ていいよということで、行くのは行きよるということで本人はおっしゃっています。ただ、長時間の立っての作業が困難だったりとか、やっぱり運転が距離が長いので厳しいという部分もあって、一つはそれもあって転出をされたところもでございます。ですから、お身内の方が今度は近くになりましたので、その部分で若干の仕事に行く上での負担は減ったのではないかと。あとは体調不良を治していく病院も多分今後は竹田のほうでかかられると思います。そうすると野尻から熊本まで行くよりも近くなりますので、本人の負担も若干は減るのではないかと考えております。ですから、仕事についてはできるだけやりますという本人はそういった意思でおられますので、その意思是尊重したいと考えております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかに何かご質疑ありませんか。

私のほうからもう一つお願いします。後藤です。

監査意見書の中で高額療養費の支払基金貸付金ということで、これはこのことだろうと思うんですけども、従前は500万円の基金を持っていたけれども、ほとんどの活用がなかったということで今年から100万円に落としたんですよ。落としたところ、今度は借られた方がおられるのですね。その方が未納ということで、その辺をちょっとご説明していただけないかなと思います。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

前年度の担当者だったので私のほうから説明させていただきたいと思います。

高額医療費の貸付金につきましては、平成20年度からずっと25年度にかけてまして貸し付けの実績はゼロでした。それもありまして、監査委員の指摘がありまして、もうゼロならこの際なくしたらどうかという話がありましたが、今、ゼロになったという理由がありまして、それは限度額認定証というものが交付されるようになりまして、それを持っていけば高額医療費分は負担しなくて済むという制度があります。それを交付するようになったおかげで貸付の制度がゼロになったという経緯がありまして、ですが、限度額認定証というものがあくまでも滞納がある方には発行しないという決まりがありまして、それがありましたので今までは納めてからしか発行できませんとか断って当たり前に出して、普通に高額医療費の払い戻しを受けてくださいという形とかでいろいろ指導しておりましたお陰ですべて25年度にかかるまでは貸付実績はありませんでした。ですが、今回1件ちょっと高額な滞納がある方でありまして、どうしても困

るといふ、生命にかかわる危険もありましたので、話がありましたのでその方については確定申告自体もまだしていない、だからちゃんとするということですので、お願いと言ふけれども緊急でどうしてもというお話でしたので、協議した結果もうやむを得ない、生命の危険あたりもありますので、そういうのも鑑みましてところで特別に今回は貸付基金のほうを利用して貸し付けという形で利用がありました。それについての貸し付けでしたのですが、いろいろ治療にも関わらず本人さんはお亡くなりになられたんですが、それについて今度は確定申告していただかないとこの方が高額医療費の自己負担金額が確定しない。ですから、確定申告をやってくださいよという話をしております、この前やっとやったと思いましたが違う年度の確定申告をやったぐらいなもので、当該年度の平成24年度の確定申告をするべきですよということで、またお伝えしたのですが、24年度は亡くなった方がいろいろやっていたらというのもあって、いろいろわからないところがあって、あと資料が紛失しているとかそういうのもあってからですね、すみません、もうしばらく待ってくださいという話で話が合っております。今まで確定申告が終わっていないためにそちらの高額療養費の払戻額が確定しないために貸し付けの精算が終わっていないという状況に今なっております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

この世帯はどういう世帯ですか。1人、2人。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

奥さんと旦那さんの2人で事業をやっていたら。今もやっていたらしゃいますけれども、世帯です。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

使われた方はお亡くなりになった。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

そうです。奥さんのほうが亡くなりました。

○委員長（後藤三治君） この基金での救済も必要だろうと思うばってん、生活状況が非常に厳しいのであれば保護という方法もあるわけたいな。保護になると医療費はこちらの方は入れんでいいわけだけん、そっちのほうの指導はできなかったのかたい。結果的に今までそういうことで申告して、納税しない人はそういうのを発行してなかったわけだろう。やむを得ず発行したというのはわかるばってんたい、結果的に今度は取れんごつなつたんだらう。その辺が経緯がまだ見えんけん、もう少し詳しく説明していただけますか。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

この方は事業というのが清掃業です。夫婦でやっていらっしゃるしまして、景気がいいときもありまして、あれのときは結構事業というか所得が上がっていることもあります。本人さん自体も病気がちでなかなか仕事が行けないということがあって、最近では低迷していたみたいで、それもありまして国保保険税あたりも滞納が大分していたという経緯がっております。ただ、本人さん自体今でも仕事をしていらっしゃるし、ちなみに奥さんが亡くなられたことで生命保険料が出ましたもので、今現在は、滞納はすべて一掃されています。ですので、それがもっと早ければ限度額認定証が出せたと思いますが、当時滞納したという経緯もありまして、そのときは出せなかったというのがあります。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

今、滞納額は全額生命保険で賄ったということで、高額療養費の返還は、そういう処理をせんとできんわけ。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

一応、本人さんには高額療養費の払い戻し、それ以前にも高額療養費は大分払っているみたいなのです。何か月もかかって放射線治療とかかなり高額な医療を受けていらっしゃるしまして一部につきとても払えないところがありまして、そのときどうしても制度を利用させていただきたいという話がありました。ですので、高額医療費の払い戻しがもし受けられたとした、申告が終わってですね、したら結構な額の払い戻しがあると思っております。それがないと本人さんは返せないということで話になっています。

○委員長（後藤三治君） 委員はおわかりですか、今の内容で。

ちょっとお願いします。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

私も一応元の担当から話をいろいろ聞き及びましてご説明させていただいたわけなのですが、先ほど言いましたとおり、現在は限度額認定というものがあるものですから、ある程度所得に応じて払う金額が決まっております。ただ、それは先ほど言いましたとおり未納がある方についてはとりあえず原則として限度額認定証は出さないと。この方についてはそういったことで簡単に払える額の未納ではなかったものですからプラス医療費がかかっていたということで、じゃ、限度額認定証は出せませんという話になって。じゃ、高額の貸し付けにしましょうということで、状態としてもう急を要するというで限度額認定のほうを貸し付けしたわけですね。原則的にはそれを申告すれば限度額認定の部分の段階度が決まりますので、その段階が決まれば、要は限度額認定と一緒にある程度自分

の負担分が決まります。そうすると、それ以上のものについては払い戻しがあるということですね。この方についても、これは憶測ですけれども、今の状況からいけば申告が終われば限度額認定が認められて払い戻しがあると、それで今回の高額療養費の返還というのは十分足りるだろうという、今は計算が成り立っているわけなのです。ですから、本人に申告をしていただかないと限度額認定をする上での段階が決まらないから、それで申告をしてくださいという話になっているわけですね、今は。貸し付けしていただくときには、もう向こうも奥さんの生命的な危機が急を要することだったものですから、そういった部分でお願いされている、町としてもそういったことであればということでもちょっと情状酌量ではないのですけれども、そういった要望をしているところもあったりしているものですから、そういった部分でお互いの信頼のもとに一応このときには貸し付けというのをやっているわけですね。今後はそれに基づいて信頼関係がありますものですから申告をしていただければこの限度額が確定して高額療養費の返還も済むという計画にはなっているのですけれども、いかんせん奥さんがまだ生きていらっしゃる頃会計、経理をしていらっしゃる関係でその分の詳細がなかなか把握できないということです。ただ、会社の法人税の申告は終わっているみたいなのですよ、24年度分が。ですから、それに基づく今度は個人の申告をしていただければいいだけなのですけれども、まだそこに着手されていないというのがちょっと問題点があります。うちのほうもちょっと再三連絡はしているみたいなのですけれども、ちょっとすみません、電話でしか連絡をしていないものですからこれについては私たちのほうも対応にちょっと足りないところがあると思います。ですから、やっぱり面談をしてその分の何でこれが必要なのかという分とかそういった分を説明いたしまして、これまでの流れとか、そういった部分を説明して早急に解決するような形でやっていかなければいけないというふうに思っております。これは先日の監査のときにもそのような指摘があっております。ですから、今後はとりあえず申告をなされないのであれば、この貸し付けた分を現金でこちらに返して行ってほしいと。将来的に高額療養費の返還があれば、それはもうご本人にいくこととなりますからということで、ですから2つの選択でお願いしたいというふうにはちょっと考えております。ですから、一つとしては先ほど言いましたとおり、申告を早急にしてもらってランクを、限度額認定を決めて払い戻しを受けるか、もう一つはとりあえずお金を返してもらってあとは申告が終わった時点で高額療養費の払い過ぎについてはお返しするかということ、そういったふうな対応をしていきたいというふうに考えております。

今のでよろしいでしょうか。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

内容としては見えてきたのですが、さっきからいわゆる生命保険やら入っているお金があつて、滞納額は払ったと言わずなら、これはいくら借りておられるのかたい、この基金から。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

約40万円です。

○委員長（後藤三治君） 40万円。申告すれば確定してすぐ払い戻しがあるわけだろう。自分の決められたしこしか払わないでいいわけだろう。何でそれができないのかたい。これはすぐできるような気がするよ。もう、これは多分年度をずっとまたいできよるともう全然打ち合わさんでこれはずっと残っていくよ、また。今まで厳しくして必要があつても滞納があればこの基金から貸し付けをしよらんやつたわけだろう。でも生命の危険があつたということはもう十分わかつた上で言うよ。ならばやっぱりそれに対する申告するよ。かなんとかいうのは、当然本人もしてもらわにゃいかんし、役場のほうもそこら辺はちゃんと指導していかんとたい、監査でこういう指摘をされるよ。こと自体がちょっとおかしいような気がするよ。だけん、十分こういう問題についてはすぐに対応してたい、申告すればこれは終わつることだろう。監査から指摘もなかつたことだろうと思ふよ。先ほどちょっと宇藤委員が言いなはつたごつ、例の問題のこともやっぱりそういうことでずっと残つてきよるわけだけん、やっぱり担当係だけでなく課をあげてたい、課というか町あげてこういうものには取り組んでももらわにゃいかんと思ふよ。もうその辺気を付けてよろしくお願ひしたいと思ひますが。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

委員長のおっしゃるとおり、やっぱり事務的に怠慢があつたといわれればそれまでなんですけれど、どうしても交渉ということは経験が必要なんですよね。長くやっぱり交渉をする立場にいる者にとっては面談して話をするというのは苦痛ではないんですけれども、その立場になかつた者というのは、とりあえず電話でお願いして相手が「はい」と言うよ。どうしてもそれも鵜呑みにしてしまうよ。傾向はあると思ひます。ですから、今まではその部分で安心していた部分があつたと思ふよ。今後は電話で「はい」と言われてもそれだけで済むわけではなく、やっぱり出向いて行って本人と会う、その上で話をするよ。ことが必要だと思ひます。今後はその部分をうちの課一丸となつて課題といたしまして認識して今後は対応していきたいと思ひます。

○委員長（後藤三治君） よろしくお願ひします。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないということでございますので、これから討論を行いたいと思いますが、討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから、本件について採決します。平成25年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 次に、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。まずは、歳入のほうから説明させていただきます。

224、225ページをお開きください。

第1款後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料、第1節現年度分は3,919万9,000円の収入がありまして、収納率は100%、滞納者はなしとなっております。

続きまして、第2目普通徴収保険料、第1節現年度分1,343万1,000円の収入がありまして、収納率99.49%、滞納者9名となっております。

続きまして、第3款繰入金、第2節保険基盤安定繰入金の3,229万5,745円ですが、これは低所得者の保険料軽減分を一般会計から繰り入れたもので、県が4分の3、町が4分の1の負担となっております。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。

230、231ページをお開きください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金8,528万445円ですが、これは保険料負担金分と保険基盤安定負担金分を後期高齢者広域連合に支払ったものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。何か質疑はありませんでしょうか。

私のほうから一つお聞きしたいと思います。後藤です。

225ページ、後期高齢者医療保険料の現年度分で先ほどちょっと100%と

いうことですが、100%を超えているわけですね。過納があつとるわけですね。この過納が起きた理由というのは何かありますか。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

こちらは還付金ですね。還付金が出た分でまだこの25年度内では返していません。分が出ております。

○委員長（後藤三治君） 還付金が出ているばってん、納付が二重発行になつとるわけ。過納だろう、現年度分の。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

こちらはですね、後期高齢者医療保険料の場合、所得の更正とかがあった場合に遡って保険料が更正されますので、そちらのほうで実際にはこれは特徴なので年金で払ったのですけれど、所得更正等があつて返さないといかん分が出てくるということです。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

これから本人には還付されるということですか。

○国民健康保険係長（石田昌司君） そうです。

○委員長（後藤三治君） 後期高齢でちゃ出るとたいな。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

出ます。これは国民健康保険の話なのですけれど、こちらの後期高齢のほうでもあります。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

補足いたしますと、特別徴収というのは年金から天引きさせていただいております。年金が2カ月に1回なものですから、どうしても先取りという形なものですから、先ほど言いましたように所得更正もありますし、もう一つが要は先にもらってお亡くなりになった方ですね、そういった方については還付が発生するわけですね。それが一応年金基金のほうで確定しましたという通知が来ないと発送できないという理由もありまして、それで年度内に処理できなかった部分もございます。

以上でございます。

○委員長（後藤三治君） はい、わかりました。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑ないようでございますので、これから討論を行いたいと思います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから、本件について採決したいと思います。平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。お諮りいたします。

あと2分ほどで12時になりますので、切りがいいところで休憩を挟みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 午後は1時から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、再開したいと思います。

ただいまの健康推進課長のほうから先ほどの国民健康保険の高額療養費支払基金貸付金の一連の資料をいただきましたが、これは各委員さんだけで収めていただくように、ほかに出されないようによろしくお願ひしたいと思います。なお、最終的に歳入歳出決算の報告のあとに一応こういう意見が出たと、早急に対応してくださいという意見を付けて報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） それでは、続きまして、平成25年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について健康推進課の説明を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

平成25年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。決算書別の明細書の248、249ページからご説明申し上げたいと思います。

まず、1款保険料の1目第1号被保険者保険料です。現年分につきまして調定額1億1,397万6,500円につきまして収入済額1億1,461万6,350円。収入未済額が三角という形で出ておりますが、これについては後期でも説明申し上げましたけど還付対象者の方がおありまして、その方が131万3,300円ほどありまして、歳入額が調定額を上回っているような状態になっております。



実際の歳入額は1億1,330万3,050円です。徴収率は99.41%。2番の滞納繰越金につきましては、526万円に対して58万3,250円の徴収率11.09%です。

続きまして、下のほうにいきまして3の国庫支出金、1款の1目介護給付費負担金です。介護保険の給付に係る国の負担金として1億5,786万5,489円を歳入しております。

次に、250、251ページのほうにお進みください。

同じ国庫補助金として調整交付金として、これも給付金として8,394万6,000円を歳入いたしております。

下のほうにいきまして、4支払基金交付金、1目介護給付費交付金として現年度分2億3,417万8,000円歳入しております。これも介護保険の給付に係る交付金です。

次に、飛びまして253ページのほうをお願いします。

次は款項の県支出金ですが、1県負担金の目1介護保険給付費につきまして現年度分1億1,677万8,450円、給付に関する給付金として交付されております。

続きまして、下のほうにいきまして、繰入金、6款繰入金の一般会計繰入金ですが、1目介護給付費繰入金として一般会計から1億140万1円歳入いたしております。これも給付に関する繰り入れです。

次に、255ページのほうにお進みください。

7款繰越金の1目繰越金、これは平成24年度の繰越金として保険給付費の繰越金として2,357万1,581円繰り越しております。

続きまして、257ページをお願いいたします。

雑入なのですが、雑入の2返戻金、2目の返納金なのですが、ここの2節滞納繰越金として206万8,546円の調定額に対して、歳入済額がゼロとしてここに上がっておりますが、これにつきましては、パスファインダー、ただいま係争中ではありますが、それについてのパスファインダーからの賠償金というか、その分の返納金として計上していて、まだ入っていないということでここで一応ご説明申し上げます。

以上が歳入の主なものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。259ページのほうにお進みください。

次にいきますと、まず歳出の主なものとして、3総務費の介護認定審査会費の1目介護認定調査等費、これにつきましては12節役務費243万6,105円歳出

してありまして、不用額として23万5,895円となっております。これにつきましては、介護認定の審査費として町が毎月払っておりますが、それについての分について限度額の数字がかたまりませんもので、毎月審査の件数によって額が変わってきますので、それについてこの分については予算が結局はこれだけ残ることになりました。

続きまして、261ページにお進みください。

款保険給付費の1介護サービス等諸費の1目介護サービス等諸費につきまして、19節負担金補助及び交付金として歳出7億282万5,548円歳出で残りが不用額として376万8,452円を給付額として計上しています。この分につきましては、先ほどから申しますように介護保険医療の給付についての支払いが毎月ありますので、それについての支払い分について、これだけ額がはっきりしませんのでこの辺については残ることになりました。

続きまして、263ページのほうにお進みください。

項4高額介護サービス費等の目1高額介護サービス等費の19節負担金補助及び交付金につきまして支出済額1,698万3,293円、不用額が64万7,707円となっております。これにつきましても同じく高額介護サービス費というのが実質の数字の見込みができませんのでこれだけ計上させていただいて結果的にこれだけ不用額として残ったものです。

中段あたりになりますが、項6特定入所者介護サービス等費の1目特定入所者介護サービス等費ですが、これにつきましても19節負担金補助及び交付金で3,997万7,960円、不用額として63万8,040円。これにつきましても同じように毎月のサービス費というのが確定しませんので、この分について歳出に対してこれだけの不用額が発生したものです。

続きまして、265ページのほうにお進みください。

5款の地域支援事業費なのですが、1目介護予防等の事業費の13節委託料です。これにつきまして歳出545万4,459円に対して、不用額21万7,541円となっております。これにつきましては、うちが介護予防としていろいろ施設とか社協あたりをお願いしてやっておりますが、それにつきましての実績についてお支払いしていますが、それが毎月締めでやっておりますが数字がこれも確定しませんので、最終的に21万7,541円不用額となったものです。

下のほうにいけますが、目1包括的支援等事業費につきましての13節委託料ですが、これにつきましては482万9,420円の歳出に対して、24万580円が不用額として上がっております。これにつきましては、うちのほうが介護のケアプランとか作成を事業者とか国保連合会のほうをお願いしている分がありま

して、これについての実績について、うちが委託料としてお支払いしている分につきましても、これも額が確定していませんので、月極めで支払っていききました結果24万5800円残となったものです。

○委員（三森義高君） 高崎君、大変失礼ばってんたい、慌てんでいいけん。もうちょっとわかりやすく言うて。言葉がつながってね、聞きとれんとたい。ごめん、注文つけて。

○介護保険係長（高崎康誌君） 申しわけありません。先ほどのご指摘どおりゆっくり話させていただきます。

先ほどの13節委託料です。482万9,420円ですが、これにつきましては、熊本県国民健康保険団体連合会のほうに介護予防のケアプラン原案の作成委託料として毎月月締めで委託料をお支払いしておりますが、それについての月締めで請求いただきますもので、大体月当たりが30万円とかお支払いしておりますが、この分について額が月締めで確定しませんのでこの分は24万5800円が不用額として残ったものです。

大体主なものについては以上です。

○委員長（後藤三治君） ただいま説明がありましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑ないようでございますので、これから討論を行いたいと思います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論ないようでございますので、これから、本件について採決します。平成25年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第7、議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

これから先につきましても予算書別で担当者のほうで説明させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

では、歳入のほうから説明させていただきます。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

一般会計予算の補正に係る歳入について説明させていただきます。予算書の8ページをお開きください。

18の繰入金なのですが、2目特別会計繰入金として248万9,000円計上させていただきます。これにつきましては、25年度の介護保険事業交付金あたりの額が確定しましたことによりまして繰り入れ過ぎた分ですが、これについて特別会計から繰り入れるということで計上いたしましたものです。

歳入のほうは以上です。

先ほどの10ページのほうにお進みください。今度は歳出のほうです。

2段目の款3、項1、目4老人福祉費につきましてですが、これは10月4日から栃木県にて開催される予定の全国健康福祉祭ねりんピックに本町の住民である田上さんが弓道の部で熊本県代表として出場されることになりまして、これについて他の国体等の選手に支給されます助成金と同額程度を町のほうから助成するというので2万円を計上させていただきます。

同じく款3、項1、目5、節24の繰出金につきまして先ほどもありましたが、今度は昨年度の介護給付費等の実績により追加繰出し、25年度分のですね、実績によって追加繰出しがない分については過年度分を計上として、追加交付分のあります包括的支援事業に係る地域支援事業について5,297円という額になりましたが、現年度分、非常勤職員、これは特別会計の補正予算でまた説明申し上げますが、非常勤職員を雇用することに関わります追加の一般会計のからの繰入金の分として25万7,738円を計上させていただきます。

以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

11ページです。

4款、1項、2目予防費です。これは10月1日より予防接種法の改定で水痘、成人肺炎球菌が追加になりましたので、それに伴う費用を上げさせていただきました。需用費として消耗品、問診票とかワクチン代に82万円、郵便料として6万2,000円、13委託料、予防接種の委託として町内、町外で139万9,000円。それから扶助費、これは成人肺炎球菌を町外で接種された方への払い戻しとして9万3,000円計上しています。

3目健康増進事業費、これは健康高森21を策定したところですがけれども、広く町民に町の健康状態ということを知っていただき、主体的な増進ができますよということなので概要版の印刷を図って周知に役立てていきたいと思っております。事業費として印刷製本費27万3,000円を計上しております。

以上です。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

今の野中の件について補足を説明させていただきたいと思います。

肺炎球菌の予防接種につきましては、町外については一応全額負担で、その分を扶助費としてお渡しいたします。委託料については、成人肺炎球菌が1,150円になっていますけれども、これとの差額が医薬材料費として町内の医療機関に対して液をあらが負担するということでその分の委託料の差が出ておりますので、ですから、町外と町内では金額の差が発生しております。

以上、説明させていただきました。

○委員長（後藤三治君） 以上、説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから、本案について採決します。議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第8、議案第59号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係の石田です。

議案第59号で提案しました平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。6ページをお開きください。歳入予算について説明します。

第11款繰越金、第1目療養給付費交付金繰越金ですが、前年度からの繰越金がなかったため減額しています。

第2目その他繰越金を360万1,000円減額していますが、これは平成25年度分国民健康保険特別会計の繰越金が4,040万648円に確定したことによる減額、それと介護繰越金がなかったことによる減額です。

続きまして、歳出、7ページをお開きください。

第1款総務費、第1目一般管理費を20万4,000円増額していますが、これは特定健診の受診率向上に向けて効果を上げている健康ポイント制について先進的な自治体で採用されている現状を視察するため3名分の旅費を増額しております。場所につきましては、現在選定中ですが、先進地が数カ所見られます大阪府を念頭に旅費を計算しております。

第11款予備費、第1目予備費につきましては、繰越金を減額したことなどに伴い予備費を減額しております。今回の補正による歳入歳出予算の総額は11億2,641万7,000円となっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（立山広滋君） 立山です。

今、健康ポイント制という話が出ましたけれども、どういう内容でしょうか。

○健康推進課長補佐（新井堅太郎君） 健康推進課の新井です。立山委員のご質問に答えさせていただきます。

健康ポイント制というのは、簡単にいいますと町がやります健康診断ですとかがん検診、あと子どもさんの健診、そういうものを受けられた方に対してポイントを交付するというものになります。ポイントを交付することによって町の方、インセンティブといういい方をしますけれども、町の方々によりたくさん健診を受けていただいて、そのポイントを貯めていただいた方には事例でいいますと例えば抽選会をやってプレゼントを差し上げるですとか、あとは町内施設の例えば温泉施設とかがあるところはその温泉の利用券とか、そういうものとポイントを引き換えるというような制度になっております。繰り返しですけれどもインセンティブ、町民の方にたくさん健康診断を受けていただくためにそのような制度をつくるということになっております。

以上、説明を終わります。

○委員（立山広滋君） 立山です。

今、新井補佐から説明を受けましたけれども、県下でそういうポイント制導入している自治体があるのでしょうか。

○健康推進課長補佐（新井堅太郎君） 健康推進課の新井です。

県内にも幾つかあるのはあります。私が知っているところでは、人吉球磨地域などで数カ所、あと荒尾市でやっているというのは一応聞いてはおりますが、ちょっと概要はあまり調べておりません。数カ所あることはございます。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 討論なしということでございますので、これから、本案について採決いたします。議案第59号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第9、議案第60号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

議案第60号で提案しました平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。6ページをお開きください。歳入予算について説明します。

第4款繰越金、第4目繰越金を25万2,000円増額していますが、これは平成25年度後期高齢者医療特別会計の繰越金が64万9,208円に確定したことによる増額です。

7ページをお開きください。歳出予算についてご説明します。

第5款予備費、第1目予備費につきましては、繰越金を増額したことに伴い同額を予備費に増額しております。今回の補正による歳入歳出予算の総額は9,384万8,000円となっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 質疑ないということでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 討論なしということですので、これから、本案について採決します。議案第60号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第10、議案第61号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

議案第61号でご提案いたしました高森町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。6ページからお願いします。

まず、6ページから7ページにかけてなのですが、平成25年度の介護給付費負担金と介護予防事業費に係る実績額が平成25年度の実績額が確定しましたことによる過年度分の受け入れがない分につきましては、その分の予算はそれぞれ落とさせていただいております。

まず、6ページ、2段目の款3、項2、目3国庫支出金と、7ページ1段目の款5、項3、目2の県支出金及び2段目の款6、項1、目3一般会計への繰入金につきまして、これは包括的支援事業に係る地域支援事業として歳出のところで申し上げますが、非常勤職員の雇用にかかわる費用についてのそれぞれの交付金として、それぞれ51万5,000円、25万7,000円、同じく25万7,000円を計上させていただいております。また、平成25年度の同事業の交付額が決定しましたもので、これについてのまた追加歳入があります分につきまして、それぞれまた同じように1万1,000円と5,000円と5,000円を、それぞれまた同じように過年度分として計上させていただいております。

次に、6ページ、3段目の款4、項1、目1の社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金につきまして平成26年度分の交付決定がありましたことにより予算額2,016万2,000円を増額補正で計上させていただいております。

続いて7ページ、3段目の款7、項1、目1の繰越金につきまして、これは昨年度からの繰越金としてそれぞれ予算費目ごとに1,322万1,000円と72万4,000円として、それぞれ繰り入れるものとして計上させていただいております。

続きまして、歳出のほうに入りたいと思います。8ページからご覧ください。



まず、8ページから9ページの2段目までですが、これは歳入が増えた分につきましてそれぞれの財源を組み換えましたもので、歳出額は変わっていないのですけれども財源額が変わったことによることでここに計上してあります。

9ページ、3段目の款5、項2、目1の包括的支援事業につきまして、先ほど申しましたが非常勤職員の雇用に係る費用として報償費112万2,000円、手当等でいきまして、合計の130万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては、うちの包括的支援センターの介護認定調査に係る調査費として保健師あるいは看護師を今回雇用するという事として計上させていただいております。

次に、9ページ、4段目の款7、項1、目2の償還金ですが、平成25年度分の介護給付費等負担金や介護予防事業に係る地域支援事業交付金等の額が確定しましたことにより、今度はそれぞれ国・県あたりに還付します分につきまして、合わせて1,322万7,000円計上しております。

次に、10ページ、款7、項3、目1の他会計繰出金ですが、これにつきましても同じように先ほどの平成25年度分の介護給付費負担金あたりの額が確定しましたことによる一般会計のほうに繰り出す分につきまして、249万円計上しております。

最後に2段目の予備費につきまして、昨年度の繰越金あたりから歳出を差し引きました1,812万8,000円を今回計上させていただいております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 討論なしということでございますので、これから、本案について採決します。議案第61号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、健康推進課に関連する付託案件については終了いたしました。

-----○-----

休憩 午後1時40分

再開 午後2時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） お疲れでございます。ただいまから再開します。

日程第11、それでは、本委員会に付託されました教育委員会関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、教育委員会の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会事務局長の阿部です。

それでは、認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算について各担当係長よりご説明申し上げます。

まず、学校教育係長より説明をお願いします。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津でございます。

まず、決算書の145ページをお開きください。

○委員長（後藤三治君） 歳入もありますので、順を追ってお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 事務局長の阿部ですけど、歳入のほうは項目がばらばらになっているのですよ、社会教育係と学校教育係となっていますけれど。

○委員長（後藤三治君） ばらばらで言ってください。ページごとに。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） ページごとにですね、わかりました。では、33ページにつきましては、社会教育係のほうでやりますので。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。よろしくお願いいいたします。

33ページの社会教育施設使用料になっています。調定額234万6,000円、収入額234万6,000円、同額になっております。これにつきましては、各社会教育施設の使用料となっております。

以上です。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津でございます。

38ページをお願いいたします。

9目の教育費国庫補助金ですが、2項へき地児童生徒援助費補助金ですが、調定額が719万5,000円、収入済額が719万5,000円となっております。これは、主に高森東校区のほうで購入を行いましたスクールバスの補助金となっております。

9目の教育費国庫補助金繰越明許ですが、こちらは緊急経済対策理科教育設備事業費等補助金として116万6,000円の調定に対し、116万6,000円

の収入となっております。

40ページをお願いいたします。

教育費国庫委託金としてコミュニティスクール推進事業委託金を上げまして3万4,826円の調定に対し、同額の収入となっております。

以上です。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

49ページをお開きください。

放課後子どもプラン補助金、県の補助金になります。調定額67万3,000円に対して、収入済額67万3,000円となっております。これにつきましては、わくわく土曜日放課後子ども教室に係る県の補助金となっております。

以上です。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津でございます。

その下の同じく49ページとなります。水俣に学ぶ肥後っこ教室補助金として6万7,000円があります。こちらは高森東小、東中学校の校外学習として水俣市のほうに行きまして水俣病の学習を行った際のスクールバスの利用料を計上しております。

続きまして、53ページをお願いいたします。

一番上、地域改善対策奨学資金返還事務費交付金として4万1,000円の調定、4万1,000円の収入済となっております。こちらは、県のほうの事業で同和対策地域に対する学生への奨学金として貸し付けを行ってございましたが、その返済事務が発生しておりますので、それに係る事務費としての交付金をいただいております。

下の方ですね、スクールバス、財産収入になりますが、財産運用、財産貸付収入としてスクールバス事務所等貸付収入として2万4,000円が計上されております。こちらは高森東校区のスクールバスを収納するところの貸付金を委託事業所からいただいたものとなっております。

57ページをお開きください。

貸付金元利収入として上げてありますが、こちらは515万4,000円の調定に対し、491万4,000円の収入となっております。こちらは町のほうで奨学金の貸し付けのほうを行ってございまして、その返済分となります。収入未済額が24万円となっておりますが、年度内に返済猶予の申し出を2名分いただいておりますが、こちらのほうを調定を下げるところを怠ってございまして、その結果、収入未済額として上がっているところでございます。

収入については、以上となります。

○委員長（後藤三治君） 歳出をお願いします。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津でございます。

こちらについては、100万円以上の事業。

○委員長（後藤三治君） 100万円以上と不用額が20万円。少額であってもこれは言っておきたいというところはお話してください。お願いします。

○学校教育係長（法花津和明君） 145ページをお願いいたします。

事務局費の委託料として4,395万8,982円の支出をしております。こちらはスクールバスの委託金として南阿蘇交通に。

○委員（立山広滋君） 係長、節ば言って。探すのがおおごつじゃけん。

○学校教育係長（法花津和明君） 失礼しました。13節です。13節の委託料になります。こちらは4,395万8,982円の支出となっております。こちらは主にスクールバスの委託料が主な支出となっております。南阿蘇交通に対しておおよそ3,465万円、株式会社たくまに対し818万円の支出となっております。18節の備品購入費ですが、こちらは2,400万7,792円の支出となっております。こちらは先ほどの歳入のほうでもありました高森東校区のほうに新たに導入しましたスクールバス5台がおおよそ1,800万円と、ICT環境の整備として電子黒板等でおおよそ400万円と高森中央小学校に対する教務支援費として130万円の支出となっております。19節の負担金補助及び交付金として315万977円となっております。こちらは高森中学校のほうで剣道の全国大会のほうの支出が148万7,000円、吹奏楽部の南九州大会の出場に対し約38万円の支出となっております。

続きまして、20節の扶助費ですが、54万7,644円となっておりますが、こちらは新入学の児童等に対する就学支援費の支出となっております。

147ページをお願いします。

3目学校教育費の13節委託料になります。こちらが773万2,675円となっておりますが、主な支出として英語教諭のALTの助手の費用として422万円ほどの支出となっております。また、不用額が140万4,325円となっておりますが、こちらは高森小学校等で特別指導員として授業の補助をしていただく相談員さんを5名分当初計上しておりましたが、実際は勤務された方が4名いらっしゃったので、1名分が不用額として上がっております。

その下、6目緊急経済対策理科教育整備事業費の18節備品購入費ですが、支出済額233万3,310円となっております。こちらは先ほどの収入のほうでありました緊急経済対策のほうで理科教材のほうを導入した費用となっております。

149ページをお願いいたします。

1 目学校管理費の 1 4 節使用料及び賃借料ですが、こちらは支出済額 8 2 7 万 6 2 1 円の支出ですが、こちらはパソコンのリース料が主な支出となっておりますが、不用額が 2 6 万 3, 3 7 9 円となっております。こちらはスクールバスの校外活動の費用となっておりますが、当初の金額を 3 月前のほうでおよそ使い切っ  
てしまいまして、3 月でも活動が必要ではないかということで補正で 2 0 万円ほど  
上げさせていただいたのですが、実際その後主だった利用がありませんで、そ  
の分が不用額として上がっております。

続きまして、3 目学校施設管理費ですが、1 1 節需用費になります。こちらが  
4 3 3 万 5, 1 6 6 円の支出となっております、主に中央小学校の教室の塗装に  
1 4 8 万円ほど支出させていただいております。不用額が 2 2 万 4, 8 3 4 円と  
なっておりますが、こちらは修繕費と原材料費の未使用分を合わせて 2 0 万円を  
超えたということになります。

1 5 1 ページをお願いいたします。

3 項中学校費の 1 目学校管理費の 1 4 節使用料及び賃借料ですが、支出済額が  
8 1 1 万 1, 7 6 1 円となっております。こちらは学校のほうのパソコン教室等で  
使われているパソコンのリース料金が主な支出となっております。

1 5 3 ページをお願いいたします。

3 目学校施設管理費の 1 1 節需用費ですが、支出済額 2 4 5 万 6, 6 2 8 円と  
なっております。この中には高森中学校の防球ネットの修繕費として 1 1 7 万 6,  
0 0 0 円を計上しております。

続いて 1 3 節の委託料ですが、1 1 8 万 2, 3 0 0 円の支出となっておりますが、  
こちらは高森東中学校、高森中学校の体育館のバスケットコート  
の整備として支出をしております。1 5 節の工事請負費で 1 2 5 万 4, 9 6 0 円の支出とな  
っております。こちらのほうが高森東中学校の防水工事として計上させていただ  
いております。

学校教育係からは以上です。

#### ○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

1 5 5 ページをお開きください。

まず、第 2 目の 1 9 節負担金補助及び交付金 2 3 2 万 3, 9 0 0 円とな  
っております。これの内訳といたしまして公共的整備事業で公民館の整備を行  
っております。西丁公民館、野尻 1 公民館、津留公民館、この 3 地区の公民館  
の修繕を行っております。あと残りが青少年育成町民会議の補助金と各種婦  
人会の助成金となっております。

続きまして、3 目の 1 9 節負担金補助及び交付金になります。1 7 2 万 4, 0 0

0円となっております。これの内訳といたしまして、大阿蘇絵画展の補助金、文化協会の補助金、阿蘇世界文化遺産事業への補助金、あと無形文化財補助金といたしまして4万円×6団体に支給をさせていただいております。

続きまして、4目の1報償費168万円、これの内訳といたしまして社会教育指導員の方の2名の方に84万円×2名を支給させていただいております。

続きまして、157ページの、4目の8節報償費42万4,500円の支出済額に対しまして、不用額が32万5,500円となっております。これの不用額につきましては、上在憩いの家で行われておりますふれあい子ども会の学習会がございしますが、それが3月末でございします。学校の先生方が毎週行って授業をされていしますが、これの1回の報償費が1,500円となっております、確定が3月末でわからなかったということで32万5,500円の不用額が出ております。

続きまして、同じく19節の負担金補助及び交付金、支出済額176万6,000円、これの内訳といたしまして高森町人権同和推進協議会へ150万円の助成と阿蘇郡市人権同和推進協議会への18万円の補助金とその他補助金の助成となっております。

続きまして、5目の13節委託料617万5,260円、これの大まかな内訳といたしまして色見太陽光発電実施設計委託料としまして164万8,500円、同じく色見太陽光発電設置事業の管理委託といたしまして81万9,000円、草部生涯学習センターの防水設計委託といたしまして57万7,500円となっております。その他委託料といたしましては、社会教育施設の浄化槽委託、電気保安委託、消防設備委託、施設の委託等となっております。

続きまして、同じく15節工事請負費1,807万500円、これの内訳といたしまして先ほど委託でもご説明いたしましたように色見総合センター太陽光の設置工事といたしまして1,554万円と、あと高森自然学校と教職員住宅解体工事といたしまして253万300円となっております。

続きまして、18節備品購入費222万8,665円の主なものの内訳といたしまして町民グラウンドの乗用芝刈り機を購入いたしております。それが107万6,250円。あと高森自然学校のほうにテーブルといすを購入させていただいております。これが93万7,755円となっております。

続きまして、159ページ、第7項1目の保健体育総務費の19節負担金補助及び交付金の699万5,200円の主な内訳といたしまして阿蘇郡体育協会への負担金といたしまして117万200円となっております。これにつきましては、昨年の天草が県大会だったということもございまして、若干負担金が増えております。あと、高SPOへの補助金といたしまして399万6,000円と高森町体

育協会へ144万4,000円の主な支給をさせていただいております。

以上です。

○学校給食係長（中川雄一郎君） 学校給食係長の中川です。よろしくお願ひします。

159ページの第2目学校給食費、1節報酬、支出済額1,442万5,939円に対しまして、31万4,061円の不用額が出ております。これは調理従事員の出勤日が見込みより少なかったため不用額が発生しました。

同じく159ページ、2目学校給食費、7節賃金62万3,775円に対しまして、20万5225円の不用額が発生しております。これは給食稼働日に調理従事員の休暇が少なかったため代替従事員の勤務も見込みより少なかったのがこの不用額が出た要因です。

続きまして、161ページの第2目学校給食費、11節需用費616万7,459円に対しまして、不用額57万8,541円。これは主に燃料費が見込みより少なかったため不用額が発生しました。

同じく161ページの第2目学校給食費、18節備品購入費766万8,150円の内訳は、真空冷却器を東中給食共同調理場に1台210万円、中央小学校給食共同調理場に同じく1台333万9,000円、スチームコンベクションオーブンを東中給食共同調理場に1台207万2,700円で購入しました。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ただいま説明がありましたので、これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。何かありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますけれども、私のほうから2点お願いしたいと思います。後藤です。

各予算とも需用費の不用額が非常に大きく目立っております。今年は特に雪等があつて積算に非常に苦勞されたと思いますけれども、もう少し需用費の不用額を小さくしていただきたいというのが1つと、それと先ほどの157ページ、社会教育施設費のほうでご説明いただきましたが、このことにつきましては、昨日総務委員会の中で財産管理課のほうからも説明いただきました。財産管理課のほうにもちょっと申し上げたのですけれども、できるなら来年度からはもう少しすみ分けをびしゃつとして両方から言われても、金額的にも間違いないかと思ひますけれども、やはり課としての予算をつくっていただいた方がいいなということで今年度中にすみ分けをびしゃつとして予算編成をしてくださいとお願ひしておりますので、その課と協力されてすみ分けをお願ひしたいと思います。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 事務局長の阿部ですけど、今年から財産管理

課と教育委員会ということで4月以降に変わったのですよ。ですから、次年度からは平成27年度からはすみ分けがきれいにできると思います。今年度まではどうしても教育委員会のほうで予算を組んでおりましたが、4月以降については財産管理課というのを新しく設けて、そこでごちゃごちゃというか、すみ分けがちょっと難しくなっておりますので、平成27年度からはすべてできると思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（後藤三治君） 今言われるように、26年度の決算まで、またこういう形になるということ。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 決算までおそらくこういう形ですとします。

○委員長（後藤三治君） だけん、早く予算項目を整理して。でないと、どっちがどっちかわからんごつなってしまうので、よろしくお願ひしたいと思います。  
ほかに質疑ございませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑ないようでございますので、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから、本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第12、議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

教育委員会の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 事務局長の阿部です。

議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算について各担当よりご説明を申し上げます。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津です。

予算書の13ページをお開きください。では、説明させていただきます。

2款事務局費の11節需用費からご説明申し上げます。本年度からコミュニティスクールを高森東校区、高森中校区のほうで立ち上げたところですが、高森東校区の高森東学園においては、教職員やPTA、地域住民の協議がこれまで以



上に頻繁に行われることから現在使用されていない高森東中の教職員住宅を整備し、コミュニティスクールの拠点施設として活用できないか検討を進めております。この高森東中学校教職員住宅の修繕費を20万円とスクールバスのエンジン部分の修繕費100万円を合わせた金額120万円を修繕料として計上させていただいております。

続きまして、14節使用料及び賃借料の説明をさせていただきます。現在、修繕中のスクールバスの代替バスについて、当初2カ月間の借り上げ期間を見込んでおりましたが、予定より修繕に時間がかかることから、さらに1カ月分の借り上げ料15万2,000円を計上しております。

15節工事請負費についてご説明申し上げます。高森中央小学校通学路の側溝整備工事費として計上させていただいております。高森町中央小学校の通学路の横町の（大阪寿司屋）の角から小学校方面に向かう約50メートルの通学路で、通学児童が側溝に足を落とし込むおそれがあるということから側溝を取り替えて蓋を設置し、通学路の安全を確保するための工事費を計上しております。

続きまして、教育費の3項中学校費の3款学校施設管理費の13節委託料についてご説明申し上げます。本年12月に高森町小中学校研究発表会が高森中学校で行われます。前回は1月に高森中学校で行われたものです。会場となる高森中学校の校舎のうち、生徒が清掃できない2階部分の窓ガラスについては清掃が必要な状態であることから万全の体制で発表会の参加者を迎えるため窓ガラスの清掃委託料として28万円を計上するものです。

以上、説明を終わります。

#### ○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

14ページをお開きください。

第5目社会教育施設費、第11節需用費、この中で先ほど委員長が申しましたように、財産管理係と一緒にここが計上されております。社会教育係としての計上額といたしましては、30万円を計上させていただいております。この30万円につきましては、町民体育館の維持修繕ということで30万円上げさせていただいております。

続きまして、第14節使用料及び賃借料8万2,000円、町民グラウンド整備機械借上運搬代といたしまして、8月3日に阿蘇郡市人権同和教育研究大会が高森のほうで行われました。当日天候が悪くて一応町民グラウンドのほうを駐車場にしましたけど、非常にグラウンド状態が悪くなりました。その整備機械借り上げの整備代といたしまして8万2,000円を今回計上させていただいております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 以上、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということでございますので、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、教育委員会に関連する付託案件については終了いたしました。教育委員会の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第13、ただいまから所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、

1. 社会福祉と健康に関する事項
2. 環境衛生に関する事項
3. 健康保険税に関する事項
4. 保育園に関する事項
5. 学校教育及び社会教育の振興に関する事項

以上、5項目を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで、文教厚生常任委員会は閉会します。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午後2時33分

平成 26 年第 3 回定例会

建設経済常任委員会会議録

平成 26 年 9 月 16 日

高 森 町 議 会

## 平成26年第3回定例会建設経済常任委員会記録

平成26年9月16日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） おはようございます。定足数に達しましたので、建設経済常任委員会を開会します。本日、辻中氏から委員会の傍聴の申し出がありましたので、委員会条例第17号の規定により、傍聴を許可することにしました。このことにより、1名の傍聴を許可いたします。

傍聴の方に申し上げます。委員会開催中における私語、発言等があった場合には、退場をしていただきます。なお、録音機器の持ち込みは禁止いたします。携帯電話につきましては、電源をお切りいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。傍聴者の方は、すべて係員の指示に従っていただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第1、本委員会に付託されました建設課関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

まず、平成25年度高森町一般会計歳入歳出決算について、建設課の説明を求めます。

職員の方に申し上げます。発言をされる前に、所属と指名を言ってください。

それでは、建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） おはようございます。建設課 松本です。

建設課関係の歳入歳出の決算について、各担当係長のほうからページを追いまして、ご説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（興柁壽一君） じゃあ、係ごとにご説明を。どやんですか。係ごとじゃなく、ページごとに行きますか。

○建設課長（松本満夫君） ページごとでお願いします。

○委員長（興柁壽一君） お願いします。

○住宅係長（村嶋立章君） それでは、ページごとということですので、住宅係の村嶋です。まず、33ページをお開きください。

25年度住宅使用料現年分です。調定額4,591万7,850円に対しまして、収入済額が4,533万3,920円です。収納率が98.7%でした。また、住宅使用料滞納繰越分として、205万7,710円に対しまして、収入済額が75万

7,920円でした。収納率が36.8%です。

次は、37ページです。37ページの環境衛生費補助金です。

これは、浄化槽の国庫の分です。347万2,000円です。

それから、39ページです。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係 荒牧です。

土木係の7、土木費国庫補助金、1、土木社会資本整備総合交付金事業、調定額2,034万3,000円に対しまして、収入済額2,034万3,000円です。これにつきましては、橋梁補修の設計、上町・横町1号線、中学校線のカラー舗装、中原線の測量設計委託費です。なお、26年度への繰り越しが1,378万2,000円となっております。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

2、住宅社会資本整備総合交付金です。これは、25年度におきまして、上在団地2棟の外壁塗装を実施しました。この分に係る国庫補助金213万6,000円でございます。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 続きまして、4節です。狭あい道路整備等促進事業基金補助金、調定額1,466万8,000円に対しまして、収入済額1,466万8,000円です。これにつきましては、狭あい事業の社倉・水迫線、それから、村山・旭通線、下村線、久原・東西線の工事費に対する補助金でございます。なお、26年度への繰り越しとしまして、4,033万2,000円を繰り越しております。

続きまして、5、緊急経済対策社会資本整備総合交付金です。これは、大戸ノ口・本河原線で、失礼しました。これは、中原・久原線と色見環状線の分です。1億2,567万2,000円に対しまして、収入済額1億2,567万2,000円が収入済として上がっております。

続きまして、43ページをお開きください。

2、県補助金の総務費補助金、5、道整備交付金です。調定額97万2,000円に対しまして、収入済額97万2,000円です。これは、大戸ノ口・本河原線の用地補償分です。なお、26年度への繰り越しとしまして、3,037万8,000円を繰り越しております。

以上です。

○住宅係（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。47ページをお開きください。

環境衛生費県補助金になります。事業費の3分の1、347万2,000円が、歳入として交付されました。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。49ページです。

災害復旧費県補助金、1、農業災害復旧事業費補助金、調定額1,397万5,290円に対しまして、1,397万5,290円です。これは、農災補助金分です。

それから、2、林道災害復旧事業費補助金840万9,000円、調定額に対しまして、収入済額840万9,000円です。林道災の災害復旧費の補助金でございます。

続きまして、51ページをお開きください。

これは、農災の繰り越し分になります。1、農業災害復旧費事業費補助金1,753万8,118円の調定額に対しまして、同額の1,753万8,118円、農災の繰り越し分の補助金でございます。

それから、林道災の災害復旧費事業費補助金、調定額1,079万4,000円に対しまして、収入済額1,079万4,000円、林道災の補助金でございます。以上です。

続きまして、歳出です。133ページをお開きください。

2、道路橋梁費の1、道路維持費。まず、使用料及び賃借料23万9,063円の不用額が発生しておりますが、これは、除雪作業が予想されまして、補正に間に合わなかったということで、不用額が生じております。

それから、15、工事請負費、支出済額2,541万3,339円。これは、道路橋梁補修工事。それに伴いまして、繰り越し後に発生しました繰り越しの調整によって、38万3,661円不用額として発生しております。

それから、135ページをお開きください。

まず、道路新設改良費の12、役務費です。支出済額254万6,482円支出しております。これは、町道の登記手数料等となっております。それから、13、委託料2,769万8,168円、道路改良の設計委託となっております。15、工事請負費、支出済額2,999万5,000円です。町道の改良工事となっております。1億4,065万円が繰り越しております。111万6,000円の不用額が出ておりますけれども、前年度からの繰り越しの不用額となっております。

続きまして、137ページをお開きください。

17、公有財産購入費210万6,951円を支出しております。町道の用地の購入分です。600万円を26年度に繰り越しております。それから、18、備品購入費508万5,780円を支出しています。これは、測量機器、トータルステーションの購入費でございます。それから、3、地域の元気臨時緊急経済対策費3,667万6,500円を支出しております。132万3,500円が、前年度からの繰り越しとなっております。設計委託のみです。これは、永野原・河原線、

それから、色見環状線の分でございます。それから、15、工事請負費1億6,807万3,500円支出しております。542万6,500円、不用額として出ておりますけれども、これにつきましては、色見環状線が当初、側溝並びに路盤までの修繕工事をしてございましたけれども、県との協議で、その分は補助対象にはならないということで、オーバーレイと一部、側溝というふうなことになりましたので、当初設計より減額となりました関係で、542万6,500円の不用額が発生しております。工事については、永野原・河原、それから、色見環状線の分です。それから、河川費になります。1、河川総務費、19、負担金補助及び交付金1,007万1,000円です。これは、前原谷川、それから上色見川の単県補助の負担金分でございます。

土木係は、以上でございます。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

139ページの住宅費ですけど、特に大きな不用額はありませんでした。事業費としては、15、工事請負費427万3,500円。これは、上在団地2棟分の外壁塗装の事業費でございます。それから、19、負担金及び交付金として、合併浄化槽1,044万円が、合併浄化槽の事業費として、歳出しております。5人槽が14基、7人槽が14基でありました。

以上、終わります。

○建設課長補佐（荒牧久君） それから、161ページをお開きください。

13、委託料440万8,971円。これは、黒岩・大戸ノ口線の法面保護の設計委託でございます。それから、15、工事請負費3,591万9,911円となっております。25年発生 of 災害復旧費と、それから、繰り越し分の440万9,000円につきましては、黒岩・大戸ノ口線法面保護工事を繰り越しております。その後の29万9,089円につきましては、不用額が発生しております。

それから、163ページをお開きください。

2、公共土木施設九州北部豪雨災害復旧費、15、工事請負費です。3,275万2,000円を計上しております。これにつきましては、山鳥・上ノ原線の災害復旧費の工事でございます。それから、2、公共土木施設九州北部豪雨災害復旧費繰越明許費であります。743万2,500円です。これも山鳥・上ノ原線の分でございます、繰り越し分でございます。それから、河川等九州北部豪雨災害復旧費9,932万500円を支出しております。それから、2、農林水産業施設災害復旧費の林道災害復旧費、15、工事請負費です。林道災害復旧費でございます。887万2,500円を支出しております。

続きまして、165ページをお開きください。

2、農地等災害復旧費、15、工事請負費でございます。1,648万9,200円を支出しております。農災分の工事請負費でございます。3、林道九州北部豪雨災害復旧費。15、工事請負費1,143万8,500円支出しております。林道災害復旧費の工事請負でございます。4、農地等九州北部豪雨災害復旧費、15、工事請負費982万1,895円を支出しております。九州北部豪雨の災害復旧費でございます。それから、4、農地等九州北部豪雨災害復旧費（繰越明許）、同じく3,902万9,000円、繰り越し分の工事請負費でございます。

これは、167ページになります。

15、工事請負費です。これは、上仁田水、それから、色見の繰り越し分の農災の工事請負費でございます。

土木係につきましては、以上でございます。

○委員長（興梠壽一君） 歳出については以上ということですね。水道なんかの。

○住宅係長（村嶋立章君） 特別会計。

○委員長（興梠壽一君） まだまだ。

○住宅係長（村嶋立章君） はい。

○委員長（興梠壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

最初がですね、33ページ。住宅使用料、滞納繰り越し分が、調定額が205万7,709円。収入済額が75万7,920円。かなり、まだまだ滞納額が多いと思いますが、こういった滞納整理について、どのような取り組みをされてるのか。また、収入済額が、滞納繰り越し分で、75万7,920円ありますけれども、その分について、督促手数料、延滞金の発生はなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

滞納繰り越し分につきましては、6月に高額滞納者に通知を出しまして、面接をしました。その面接の中で、計画的に、毎月毎月納めてもらうように誓約書を書いてもらいまして、その後、今現在のところ、毎月誓約書どおりに納めていただいておりますが、まだまだしばらくは様子を見ないと、これが、いつまで続くかっていう確約ができませんので、しばらくは注意をしながら、計画通り納めてもらうように指導をしていこうと思っています。

ですので、今のところですが、確実に滞納整理に繋がっているのではないかと考えております。

それから、督促手数料等は、住宅の場合は発生しませんし、延滞金もありませんので、今のところはそういうところで、少しでも滞納額が減るように努力して



きたいと思います。

○委員（芹口誓彰君） 住宅使用料については、種別階層ごとに決まっていますので、多分無理はないと思いますので、さらに督促については、滞納がないようにやっていただきたいと思います。

それから、135ページ。道路新設改良費の中で、工事請負費から原材料費に170万7,000円流用していると思うんですけども、この流用理由は、何かあったのかをお尋ねしたいと思います。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。

170万7,000円の流用ということですけども、これは、永野原・河原線の当初設計しましたときに、わだち掘れと言います。両側が大型車両により、凹んでる、車の車輪部分が凹んでる。これを、わだち掘れと言うんですけども、その分の設計が不足しておりましたので、その分の材料代、合材代。その分を流用しております。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） これは、170万7,000円についても、当初は、工事請負費に必要があるということで、予算を計上して、議会の議決を受けたわけですので、ただそれを、期間的に緊急を要するということは、もう仕方ありませんけれども、こういった多額のお金をそのまま補正予算に乗せずに原材料費に持っていくということは、あんまり本当のやり方ではないというふうに思いますので、できれば、緊急性がなければ、きちっと補正予算に挙げて、それから執行するようにしていただきたいと思います。

以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 確かに、芹口議員の言われるとおりでございます。

[「名前を」と呼ぶ者あり]

○建設課長補佐（荒牧 久君） すみません。土木係 荒牧です。

確かに、芹口議員の言われるとおりでございます。

この工事が、発注が遅れたのが一番の原因ではないかと思えます。補正後に、こういったわだち掘れが、工事の中で見つかって、それに対する対応ということで、方法としましては、この方法をとらせていただきましたけども、今後十分注意しまして、早期の発注を心掛けて、今後注意していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（興相壽一君） ほかに発言ございませんか。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

133ページですね、除雪作業の予算ということで、525万937円。昨年

は、大雪等の被害で、除雪サポーターが設立されて、その分での詳細な部分を教えていただきたいと思います。

○建設課長（松本満夫君） 建設課 松本です。

今、宇藤議員の133ページの修繕等の部分につきましては、使用料及び賃借料ですね、これにつきましては、除雪の経費ということではございません。道路維持費の關係の予算ということになっております。除雪に関しては、また別の項目のところで、担当のほうの説明したいと思います。

お願いします。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 除雪に関しましては、予算が総務課の総務系の予算です。防災管理費です。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

ただ今のご質問の内容につきまして、143ページの防災管理費の中の賃金と使用料及び賃借料の中で、支出されているということにして、中身につきましては、総務課のほうになりますので、予算差引きもうちのほうでは行っていない關係で、詳細がたった今のご返事が出来ないということで、ご了承願いたいと思います。

○委員長（興柁壽一君） いいですか。じゃあ、あとで宇藤議員のほうにお願いします。

ほかに発言はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

ほかに発言はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本件について採決します。平成25年度高森町一般会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 次に、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、建設課の説明を求めます。

○水道係長（野尻光也君） おはようございます。水道係、野尻です。

280ページをお願いします。では、歳入から説明させていただきます。

使用料及び手数料、調定額1億670万3,262円に対しまして、収入済額9,863万1,542円。その内訳といたしまして、前年分収入済額9,663万9,340円、滞納109名、137万8,770円。滞納繰り越し分収入済額168万6,610円、滞納78名、669万2,950円となっています。続きまして、繰入金3,391万6,000円。続きまして、財産収入748万6,619円。続きまして、繰越金2,593万5,878円。

次のページをお願いいたします。

諸収入、調定額1,181万8,920円に対しまして、収入済額130万5,000円。未収入が1,051万3,920円。この内訳は、弁償金となっております。

続きまして、地方債330万円の収入です。収入総額1億7,057万5,039円となっております。

続けて、歳出を言っていていいですか。

○委員長（興柁壽一君） はい。どうぞ。

○水道係長（野尻光也君） 次のページ、284ページをお願いします。

11節の需用費、不用額196万6,231円の主な内訳としましては、電気代122万1,506円、修繕が51万2,449円が、主な不用額です。

続きまして、役務費、不用額48万6,094円は、配水地からの非常通報の電話代の不用となっております。

15、工事請負費の主なものといたしましては、高森中央線の水道管布設替え。これが、324万4,500円。あとは、メーター交換をやっております、106万500円。

不用額は以上です。

○委員長（興柁壽一君） いいですか。終わり。

○水道係長（野尻光也君） はい。終わります。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。芹口議員、どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 簡易水道関係ですが、決算状況を今、見てみますと、決算は簡易水道事業特別会計決算付属資料の。

1ページの中で、法非適用企業の決算状況に関する調べを見ますと、經常収支比率が、24年度は81.9%、25年度は89.9%と非常に好転をしております。内容を見ますと、配水管の布設替え工事に伴う負債の減、それから、起債償還などの減というところが、大きな要因だろうと思っておりますし、また、基金の取り崩しの状況を見ましても、非常に今年度は取り崩しが少なく、非常に

良好な経営を行われているというふうに思います。

その添付資料の中で、2ページ、次のページです。

で、基本料金が1,000円のところ、それから、1,200円のところ、2,000円のところと3段階に分かれておりますが、これは理想とすれば、一元化が一番いいわけですが、事業の開始年度によって、また、事業費の額によって、仕方ないと思いますけれども、やはり、一元化に向けて、また、工夫・取り組みを行っていただきたいというふうに考えております。

その次の経営状況ですけれども、供給単価と給水原価の価格で33円31銭のマイナスになっております。やはり、これは供給単価と給水単価の価格は、一定をするのが一番いいわけですので、どこの地区の水道が、こういったふうに給水単価と供給単価の差が出ているのか、それを調べていただいて、そこ辺りが問題があるとしたら、基本料金の設定を見直すとか、そういう取り組みをやっていただきたいというふうに思っております。そういうことで、簡易水道全般の経営状況を見ながら、そういった取り組みを考えていただければいいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

今、芹口議員のご指摘、ご意見にもありましたように、いろいろ調査しまして、今後の経営状況の参考にするため調べてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（興梠壽一君） ほかに発言ございませんか。甲斐委員どうぞ。

○委員（甲斐正一君） 弁償額なんですけど、本人さんは、竹田市に移住をされたっていうようなお話ですが、その後の請求っていうのはどういふ。

これは、弁償額っていうのは、残ってたじゃないですか、800万か900万か知らんけど、その本人が竹田市のほうに移住されたっていうようなお話も聞きますが、請求は。

○水道係長（野尻光也君） 水道係、野尻です。

なかなか本人に会いたさんと、電話をすると、わかった、わかったちゅうて、その家にたまに通るかかったときもおらんとですよね、その中身はまだ詳しく把握はしてありませんけど。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

文教厚生委員会のときに、本人さんが病気の都合で、病院の近いところがいいということで、竹田市のほうの身内のところに行かれたというですから、あなたたちはそういうことを知ってるのかなと思ってお聞きしました。

○水道係長（野尻光也君） 私も知らなかったけん。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

今、その対象者の方の転出状況というのは、こちらのほうでは把握はしておりませんでしたけど、この間まではおられたということは、確認しておりましたけど、その後の転出があったのかと思いますけども。

先ほど、申されましたように、うちばかりじゃなく国保との絡みもありますので、お互い情報を共有しながら、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員（森田 勝君） 森田です。

281ページの水道料金のところの使用料の滞納分、109人分が37万8,770円、滞納繰り越し分が669万となっておりますが、78名、この方々は、何ですか。もう何年も、恐らく滞納されておる人が、こんなおるとだろーと思ひますが、現在どのような取り組みがされているのか、ちょっと聞きたいんですが。

○水道係長（野尻光也君） 水道係、野尻です。

一番古い人が、平成10年です。で、その一番古い人は息子さんに毎月いくらでもいいけん、少しずつ払ってくれと納付書を送って、今、少しずつ入ってきている状態でございます。で、10年から14年ぐらいまでは、滞納が入っておりません。

○委員（森田 勝君） 滞納が出とらん。

○水道係長（野尻光也君） はい。

で、前も滞納がある人の住所が分からんで、探しようもないという人もいたんですよ。だけん、もうこっちも探しようがなかなか。おる人はですね、通知を出して、水道代を納めてもらうというふうな状態です。

○委員（森田 勝君） 前、確かこれは、水道の弁を調整してから、いろいろな出る用水かな、あれば、制約するというような話もちよつと。いつか聞いた話だけど、あれは今、どういふふうになっているの。

○水道係長（野尻光也君） 水道係、野尻です。

あれは、去年かなんかの委員会だったと思ひますが、あのままです。あのまま穴掘がしても、圧がるときにはどんどん、絞っても、絞れば絞るほどシューっといき、止めるなら、もう完全に止めんと、しかないです。

○委員（森田 勝君） 今、言われたように、恐らく住宅関係の人たちが引っ越して、どこに行かれた、それが、足取りが分からんとは思ひますが、これは、おそらく探す当てもないのに、この滞納金の繰り越し分には、十分検討して、挙げてもら

わんと。これは、探し方がないって言われたって、そこをどうでん探し当てるのは無理と思いますので、そういうところがですね、少し滞納の中で、整理ばしでですたい、またこの中で知らせるようにしてもらったが、よかつじゃなかですか。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

今、ご指摘の滞納の関係に関しましては、先ほど住宅でもご指摘がありましたように、以前から重要視されてる案件ではあります。で、建設課内でも一係でということだけでなく、課全体で班体制を取りながら、徴収あたり、滞納整理等は実施してるところでございます。それと、課だけでなく、町、庁内、税、ほかの料とありますけども、その辺りも一体的になって、徴収対策を実施されてる中ではありますけども、ご指摘のようになかなか思うように進んでいないというのが、現状でありますので、今後さらに町、庁舎内一体となって取り組んでいきたいと思っております。

滞納者におかれましては、水道料ばかりでなく、ほかの分も重なってる方もおられておりますので、そういった意味合いもありまして、一体的に財布は一つでありますので、対応をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（興柁壽一君） 今の件で、町内、課を挙げてされておるということで、そういう一覧表は作ってあるんですか。個人ごとに、また、水道係にとか住宅係、税務課とか、そういう名寄というか、そういうのは1冊も作ってないんですか。

○水道係長（野尻光也君） 水道係、野尻です。

水道は、水道だけしか画面上、電算上、ネームが固定資産が町県民税いくらすとか、見られる人と見られん人がおって、水道分だけは、ちゃんと作っております。

○委員長（興柁壽一君） だから、協議するときには、そういう資料を持ち寄って、すり合わせんと分からないということですよ。それを一発に名寄が出来るということはないでしょ。

ほかに発言ございませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。今の件ですけれども、水道使用料、これはどうしても取れない、行方が分からない、所在が分からないと、徴収不可能だということであれば、不納欠損じゃなくて、水道ですから債権放棄をせんといかんと思うので、やはり、そういったことで、1回、委員会の中でも、だいたい所在不明の方がどれぐらいおられて、どれぐらいの滞納があるのかといった資料を出していただいて、そしてやっぱり、いつの時点でこれは整理せんと、いつまでも所在不

明で徴収不可能な人を、延滞金を残しては本当じゃないと思いますので、そこ辺りすぐまた、提示してから、委員会の中で提案をしていただきたいというふうに思います。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

今、ご提案をいただきました内容につきまして、早速資料を作成しまして、また、委員会の中で、検討をしていって、対応をしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（興柁壽一君） ほかに発言ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本件について採決します。平成25年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 次に、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算について、建設課の説明を求めます。

○水道係長（野尻光也君） 水道係、野尻です。

298ページをお願いします。

歳入。財産収入です。調定額969万1,223円に対しまして、収入済額969万1,223円となっております。続きまして、繰越金。繰越金調定額777万1,991円に対しまして、収入済額777万1,991円。歳入合計額1,746万3,214円となっております。

次のページをお願いします。

歳出です。11節の需用費不用額34万6,286円。主な内訳としましては、電気代33万6,328円が、不用となっております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本件について採決します。平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第2、議案第56号、高森町景観条例の制定についてを議題とします。建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

11日ですね、ご提案をさせていただきました景観条例につきまして、6月の全員協議会の中でも事前に概要を説明しましたとおり、7市町村で世界文化遺産登録に向けまして、登録の条件を満たすための作業を進めております。その中で、登録の暫定リスト入りをするために景観法に基づきます景観行政団体に交付する必要があるということは、説明したとおりでございます。

今回、9月の議会に条例を定めるということで、7市町村、足並みを揃える方向で、進めておるわけでございます。

現在、景観法に関しましては、県の景観条例がございまして、それに今回、権限移譲という意味合いもございまして、今回、その景観条例をベースに7市町村協議し、また条例等は指導等も受けながら、策定を進めていたわけでございます。あくまでも、今までの規制といたしますか、そういうのが、今まで以上でもなく、以下でもないという今までの景観条例を基本ベースとした内容で、今回、町の条例も策定をさせていただくということで、ご提案をさせていただいておりますので、慎重にご審議いただいて、ご決定をいただきたいと思っております。

内容につきましても、だいたい7市町村、概ね統一した内容で、策定しておりますことを申し添えたいと思っております。

あと、何か係のほうから補足といたしますか、詳しい概要をちょっと申します。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

上程する理由としては課長が説明したとおりでございます。

阿蘇7市町村の担当の人たちと今、いろいろと協議を進める中で、今後も権限移譲ということでもありますので、事務としては、粛々とやっていかなければならないのかなと思っております。

また、先日、阿蘇地域振興局土木係の担当の方とちょっと協議したんですけど、とにかく色、建築物に対しての色は、これは、お願い要請、お願いするしかない



ということですので、とにかく自然にマッチした色合いとか、緑化に努めてくださいとか、そういうお願いするしかないということらしいです。で、今、高森にも、そのコスモスとかダイレックス等出来ていますが、あの辺のところになると、どうしてもあの色、先に作り上げてしまって、結局、言うことは聞いてくれないというのが、現状らしいです。実際ですね。考えてみれば、確かにあの色はないだろうというのが1つあるのかなというのがありますし、逆に言うと、強制退去とか強制撤去とかというそういう権限もありませんので、向こうが1枚も2枚も上手かどうか知りませんが、結局はそういうふうになってしまうと。旗だし来店みたいな感じで、先に作ったりする業者もおられるということですよ。

1番、優良事例としては、その俵山に行くところのローソン。角にありますけども、あれは、とにかく木材を使った、色も外してしまって、自然に近い材質を活かした優良事例として、この間、取り上げられていました。

そういうところで、ここは、景観ということですので、条例に準じたやり方をお願いしていくしかないのかなと思っております。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

私が、1番景観を害しておるとは、俵山のこっちのかざぐるま、風車。

あれが1番景観を阻害すると思うんですけど。そういった点について、県から何か説明かなんかあったですか。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

あれは、確かに、あの風車は出ました。あれ自体は、もう出来上がってしまっておるもので、俗に言う、ここで言う大規模行為になっているんですよ。高さ13メートル以上ということですので、ですので、今後、太陽光あたりもちょっと話が出てきております、確かに。通産省あたりは、エネルギーが少ないから、どんどんやっていただきたいみたいなことを言っているし、国交省あたりになると、ちょっと規制をかけたり、その辺のところも兼ね合いが、だいぶ違ったりもしているので、難しいところであるんですけど、今後、もしそういう案件とか申請等がありましたら、十分検討しながらやっていきたいと思っております。

とにかく、お願い行政、交渉っていうことを担当の方は言われました。

○委員長（興柁壽一君） 今の話では、出来上がったのはもう仕方がないという、なんか条例の意味も何もない。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

今回のうちの条例の中にも罰則規定とかそういうのは設けてないんです。やっぱり、先ほど言いましたように、今まで以上でも今まで以下でもないというふう

なそこら辺のもどかしさもあるのは現状ですけど、今までは、県の景観条例に基づいて、運用してきたということで、それに沿う形になるということに、現段階現在ではなっています。

○委員長（興柁壽一君） ほかに。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

補足であります。県の条例の中には、罰則というか罰金規定を、最後に設けているんですけど、3万円以下の料金を科すということで、今まで、罰金を徴収したことは、1件もないとのこと。

○委員長（興柁壽一君） ほかに発言はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第56号、高森町景観条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第3、議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

一般会計の補正予算につきましては、土木系の予算となっておりますので、土木係に説明をお願いします。

○建設課長補佐（荒牧久君） 土木係、荒牧です。

歳入につきましては、ございません。

歳出の、13ページをお開きください。

7の1、道路維持費の修繕料、11、需用費の修繕料です。300万円を計上しております。これは、現在の修繕料が、50万円ほどしかございません。各要望は、緊急修繕あたりに使用していた関係で、残がそれぐらいしかないんですけども、今後、予想される緊急対応の修繕といたしまして、300万円を計上しております。

それから、14ページをお開きください。

10、災害復旧費、2、公共土木施設九州北部豪雨災害復旧費の委託料を計上しております。これにつきましては、上色見の洗川の集落の大戸ノ口よりの洗川牧野付近に流木が野積みされております。これは、根子岳からの流木が、24年災の九州北部豪雨災害によりまして、流れ出しまして、新たに河川が発生したわけでございます。県によりまして、その部分の流木を除去しました。除去した分については、県のほうでやっております。

ただ、この処理につきましては、町のほうに依頼がありましたので、その分の産廃の委託料165万円を計上しております。なぜ、今まで、なかったのかと申しますと、県工事の用地交渉に時間を要しまして、工事が遅れた関係で、今回の補正になったわけでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） これで、質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第4、議案第62号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議題とします。建設課の説明を求めます。

○水道係長（野尻光也君） 水道係、野尻です。

高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。歳入歳出それぞれ1,551万6,000円を追加しまして、総額を歳入歳出それぞれ1億8,816万3,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

繰越金です。1,551万6,000円を補正しまして、総額2,751万6,000円となっております。

続きまして、歳出です、予備費に対しまして、1,551万6,000円を補正

いたしております。総額1,914万7,000円となっております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） これで、質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第62号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第5、議案第63号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。建設課の説明を求めます。

○水道係長（野尻光也君） 水道係、野尻です。

高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

歳入歳出それぞれ113万4,000円を追加しまして、総額、歳入歳出それぞれ1,620万2,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

歳入、利子及び配当金20万6,000円を補正いたしまして、総額1,219万7,000円。繰越金92万8,000円を補正いたしまして、総額400万5,000円となっております。

続きまして、歳出です。管理費は財源組み替えで、総額は変わりません。予備費に113万4,000円を補正いたしまして、総額121万2,000円となっております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） これで、質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第63号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、建設課に関連する付託案件については、終了いたしました。建設課の皆さん、お疲れさまでした。

お諮りします。

25分まで休憩したいと思います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 25分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 委員会を再開します。

日程第6、本委員会に付託されました農林政策課関連の認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に、所属と氏名を言ってください。

それでは、農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長、後藤です。

平成25年度高森町一般会計の決算報告につきまして、歳入のほうより担当係長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

歳入項目から歳出項目に移りますが、その順番で、主だったところにつきまして、ご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長、村上です。

決算書、歳入、46ページよりご説明申し上げます。46ページ、歳入決算です。

15款、県支出金、2項、県補助金、5目農林水産業費県補助金です。農業振興費補助金決算額2,073万547円です。主に、青年就農給付金の補助金1,

800万円が、主だっております。

続きまして、5節、林業振興費補助金、決算額4,205万4,300円。このうち、1,300万円が、平成26年度に繰り越し財源となっております。残りは、森林組合等林業費に関する補助金となっております。

続きまして、8節、畜産振興事業費補助金、決算額296万5,000円です。こちらは、阿蘇赤牛草原再生事業補助金分となっております。

続きまして、10節、農業個別所属補償制度推進事業費補助金125万9,000円。こちら、高森町水田地域農業再生協議会に対します事務補助金となっております。

続きまして、48ページ、49ページをお開き願います。

11節、団体営農業農村整備事業補助金、決算額4,305万円。こちら、主に、芝原地区の溜め池改修工事に伴う補助金の決算額となっております。

続きまして、13節、経営体育成支援事業補助金309万6,000円うち、1億5,477万7,000円、雪害対策補助金が、次年度に繰り越しとなっております。

続きまして、5目、農林水産業費補助金繰越明許収入済額9,170万円。こちら、平成26年度へ繰り越し財源となっております。繰り越し財源2,963万8,000円を除きました補助金額収入済額は、主に、草部地区のずい道工事に伴う収入となっております。

続きまして、13節、経営体育成支援事業補助金収入済額987万4,000円。こちらも経営体育成支援事業7名分の補助金となっております。

収入、以上です。

○農地係長（津留大輔君） 農地係長、津留です。

46、47ページをお開きください。

目5、農林水産業費県補助金、節4、農業委員会補助金決算額220万4,000円です。こちらは、主に、農業委員会の委員に対する報酬の交付金となっております。158万2,000円が、農業委員会交付金となっております。

残額、残りについては、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金並びに農地制度実施円滑化事業費補助金の3つの歳入で構成されております。

以上です。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） アグリセンター室長の安藤です。

33ページをお開きください。

農林水産業費使用料、農業機械使用料としまして、83万1,075円です。滞納者分が10万3,950円ございました。

続きまして、53ページをお願いいたします。

財産収入で、生産品売払収入。主に、たい肥の販売ですけども、693万2,410円です。こちらも滞納として、次年度で処理しておりますのが、62万162円ございます。

それから、雑入ですが、諸収入で、56ページをお開きいただくと、中身が書いてありませんけども、雑入の雑入として、丸美屋から230万円の入金があります。

歳入については、以上でございます。

○農林振興係長（村上純一君） 続きまして、歳出決算について、ご説明申し上げます。

決算書112ページ、113ページをお開きいただきたいと思います。

112ページ、5款、農林水産業費、1項、農業費、2目、農業振興費からご説明を申し上げます。114ページです。

2目、農業振興費のうち、1節、報酬、9、旅費、報酬決算額145万1,200円及び旅費決算額150万5,801円。こちら、新農業プラン作成に伴います委員への報酬及び旅費等となっております。

続きまして、13節、委託料決算額509万8,656円。こちら、昨年度まで、2年間実施しましたJAからの農業専門員の招集によります委託料の決算額となっております。

続きまして、116ページをお開きいただきたいと思います。

19節、負担金補助及び交付金決算額5,814万4,422円です。2億85万5,000円、平成25年12月から26年2月までの雪害対策によります補助金を除いた補助金額となっております。

続きまして、2目、農業振興費繰越明許、19節、負担金補助及び交付金です。決算額987万4,000円です。こちら、農業者が補助金を利用されまして機械利用をされます補助事業、経営体育成支援事業7名に対する補助金となっております。

続きまして、3目、畜産事業費、19、負担金補助及び交付金です。決算額602万1,939円です。内訳としましては、阿蘇赤牛草原再生事業296万5,000円。

残りにつきましては、畜産に関します野焼きに対します補助、保留牛1頭につきます1万円に対します補助分の合計となっております。

○農地係長（津留大輔君） 農地係長、津留です。

116、117ページを引き続きご覧ください。

目6、農業委員会費です。200万円を超える部分について、ご説明いたします。節1、報酬決算額219万4,000円です。こちらは、農業費の報酬の総額となっております。会長17万2,000円、副会長16万2,000円、各委員15万5,000円の12名分の1年間の合計となっております。

続きまして、118、119ページをご覧ください。

節13、委託料です。決算額262万2,831円です。こちらの内訳は、農地台帳のシステム保守31万5,000円です。農家台帳データ整備業務委託177万3,591円、航空写真を利用したGISシステム保守管理料28万1,925円、農業委員会議事録作成・反訳委託料25万2,315円の合計となっております。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長 村上です。

決算書120ページをお開き願います。

9目、農地費、13節、委託料です。決算額1,084万9,371円です。こちら、平成25年度芝原地区溜め池改修工事及び草部第2地区測量設計委託料の合計となっております。

続きまして、15節、工事請負費決算額5,244万7,433円。こちら、平成25年度芝原地区溜め池改修工事の工事請負代金となっております。

続きまして、19節、負担金補助及び交付金決算額206万3,940円です。こちら高森町公共的施設整備事業補助金となっております。内訳としまして、農道舗装5件、水路改修1件となっております。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 物産館はどちらで報告されていますか。物産館。

○委員長（興柁壽一君） 去年の会計はどちらですか。去年までの。

○農林政策課長（後藤健一君） 会計は、うち。

○委員長（興柁壽一君） なら、言ってもらいます。

○農林政策課長（後藤健一君） 物産館につきましては、需用費が、主でございます。

修繕料が、主でございます、需用費につきましては。それから、あとは、光熱水費がその大部分を占めております。

大きいものとしましてはそのぐらいです。備品購入費は、オープン型の冷蔵庫を購入いたしましたので、その分でございます。

以上です。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） アグリセンター室長の安藤です。

同じく、120ページの農業活性化施設費をご説明いたします。



1、報酬257万7,000円。これは、非常勤職員の報酬でございます。

それから、需用費ですが、需用費につきましては、主に燃料が200万円程度です。それから、修繕料が250万円程度でございます。トラクター、タイヤショベル等の修繕が重なりまして、需用費としまして、705万5,000円支出をしております。

委託料です。委託料につきましては、町用地の草刈り委託、森林組合がしてるんですが、325万5,000円です。

それから、原材料ですね。原材料費につきましては、昨年から直営になりまして、その際の平成肉用牛生産組合生産株式会社からの原料の購入等が560万円程度。それから、4月当初からの販売が出来ないような状態でございますので、旭志のほうからたい肥の購入をしております。40万円程度、たい肥代を購入しています。それから、年間のたい肥の原料費として、35万円程度の支出をしております。

18、備品購入でございます。備品購入につきましては、ヤンマーのトラクターのリースをしておりましたけども、残額ということで、81万9,000円の支出をしております。それから、2トン車がございしますが、こちらのほうがかなり古くなりまして、中古ですけども、購入いたしました。トラック代が130万円。備品購入としましては、236万円の総額として、支出をしております。

農業活性化支出費につきましては、以上でございます。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長、村上です。

続きまして、12目、農業費九州北部豪雨災害対策費について、ご説明申し上げます。14節、使用料及び賃借料、決算額141万7,533円です。こちら、牧野ですとか、農地に入りました土砂の撤去に対する機械代の決算額となっております。

続きまして、19節、負担金補助及び交付金、決算額476万8,109円です。こちら、前原牧野組合で取り組みました飼料持久力強化支援事業。前原の牧野組合に入りました土砂撤去に対します国庫補助事業に対する補助金の町負担分となっております。

続きまして、124ページをお開き願います。

14目、地域の元気臨時緊急経済対策費（繰越明許）です。委託料決算額1,688万9,866円。15節、工事請負費1億1,411万134円。こちら、草部地区隧道改修工事に伴います委託料及び工事請負費となっております。平成26年度に事故繰り越ししておりますのは、平成25年度で1,658メートルの工事が完了しております。残り、今年度939メートルの工事を予定しております。

続きまして、2項、林業費です。2項、林業費、1目、林業振興費、13節、委託料です。決算額233万1,000円。こちら、林道下山久保線開設工事に伴います用地測量委託料となっております。

続きまして、16節、原材料費107万2,575円決算額です。こちら、林道越敷線及び化粧田線の舗装を行っております。

次のページです。126ページ。

19節、負担金補助及び交付金です。こちら、間伐の補助金ですとか、森林整備地域活動支援交付金、また、緑の山村再生プロジェクト促進事業補助金、森林組合等NPO法人に対します森林整備に対する補助金が、合計で4,500万9,600円となっております。

残りました有害鳥獣駆除助成金451万7,000円。鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費補助金1,280万2,000円をイノシシ、鹿、猿に対する駆除を合計しまして、こちらの決算額となっております。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 以上で説明終わりました。よろしくお願ひします。

○委員長（興梠壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

決算資料の中に財産に関する調書。農林政策課の備品。

これを見てもみますと、籾摺機とか、田植え機が2台、コンバインカーが2台とか、マニースプレッターが1台とか、デスクモアーが1台とか、いろんなのがありますけれども、これは、今、どこに保管してあるんですか。

○農林政策課長（後藤健一君） これは、地域改善事業等の折の生産組合さんが購入した分ということだと思います。

○委員（芹口誓彰君） これは、アグリセンターに置いてあるのとは、また別に生産組合に貸し付けてあるということ。

○農林政策課長（後藤健一君） はい。農林政策の後藤です。

アグリセンターで管理してる分の台帳につきましては、アグリセンターのほうにありますし、それぞれ生産組合とか、そういう方向で、購入されたものにつきましては、その生産組合ごとに管理をされております。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

確かラジコン草刈り機。これは、まだ生産組合にあるんじゃないかと思ひますけども。

いずれにしても、生産組合にあるにしてもないにしても、やはり、毎年の管理状況については、きちっと管理されているかどうかについては、確認とか、点検

とかする必要があると思いますので、これは是非確認をしていただきたいと思います。実際、これが現存するのか、きちっと管理されているのか、これは、是非やっていただきたいと思います。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策の後藤です。

議員さん、お指摘のとおりです。これより、そういうそれぞれの生産組合の備品の管理状況につきましては、定期的に調査等をして、適正管理されているかを確認しつつ、管理状況を見ていきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員（芹口誓彰君） 是非、やってください。

以上です。

○委員長（興梠壽一君） ほかにございませんか。

私のほうから1件、よかですか。アグリセンターの件ですが、滞納等の未払い、未収金。あれは、年々増えてるんですかね。だいたい1年ぐらいお休みになってるんで。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） アグリセンター、安藤です。

6月に補正で、過年度分ということで予算を計上いたしましたが、今現在、たい肥の支払いのほうで3名、金額にしまして10万7,100円。機械修理につきましては、2名、6万6,150円が過年度分として、まだ徴収が出来ておりません。

以上です。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

先ほど、たい肥の収入、直営になってから昨年まで指定管理されとった販売金額を。直営になってからの販売金額はどのようになっていますか。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） 安藤です。

販売金額につきましては、ちょっと以前の指定管理費の販売金額との比較は、申し訳ございません、しておりません。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

これは、町内の農家さんだけですか。今年のこの売上の部分。よそに販売したことはないんですか。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） 安藤です。

繰り越しとして、上げた分につきましては、町外もございました。町外の方については、収入のほうは終わっております。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

だいたいどのくらいか分かりますか。売上は。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） 安藤です。

過年度分ですかね。滞納分ですか。販売ですか。

○委員（宇藤康博君） いや、もう全体の。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） 安藤です。全体ですか。

年間の販売額としまして、量で1,077トン、金額としまして、535万円になっておりますが、町内、町外を申し上げますと、たい肥の量としましては、町内、町外だいたい同じぐらいですけれども、金額にしますと。

ちょっと申し訳ありません。集計しておりませんので、後からよろこびますか。申し訳ございません。

○委員長（興柁壽一君） ほかにございせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本件について採決します。認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありせんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第7、議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課 後藤です。

高森町一般会計補正予算書（第4号）につきまして、担当係長より、歳入から順を追って、ご説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○農地係長（津留大輔君） 農地係長、津留です。

補正予算書の7ページをお開きください。

15款、県支出金、2、県補助金、5、農林水産業費県補助金、4、農業委員会補助金216万円。農地台帳システム整備事業補助分を補正計上しております。これは、後ほど、歳出で説明をいたしますが、農地台帳システムの改正に伴う県補助金です。こちらは、事業費の100%補助となっております。

以上になります。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長 村上です。

続きまして、5節、林道振興費補助金です。間伐材供給安定化緊急対策事業補助金。こちら、当初予算よりも多く決定をいただきましたので、歳出もその分増やしております。また、歳出の中で詳しくご説明申し上げます。

続きまして、8節、資源保全施策補助金、補正額129万5,000円です。こちら、本年度より日本型直接支払制度が創設されまして、今、本庁におきましても、多面的の支払いの取り組みにつきまして、推進を進めてるところです。それに伴いまして、事務費の推進交付金という形で、推進に伴います補助金を申請しましたところ、満額決定をいただきましたので、増額分を129万5,000円補正計上しております。

続きまして、9節、中山間地域等支払事業推進費県補助金、補正額1万7,000円です。こちら事業費の増額に伴います補助金の歳入の増額となっております。

続きまして、8ページ。

10節、畜産振興事業費補助金、歳入額66万8,000円です。こちらは、歳出のほうでまた、詳しくご説明を申し上げますが、自給使用増産総合対策推進事業に取り組みます事業に対する補助金となっております。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課 後藤です。

歳出のほうに移ります。よろしく申し上げます。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長 村上です。

予算書の11ページをお開き願います。

5款、農林水産業費、1項、農業費、2目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金です。補正額1,261万4,000円となっております。

主たるものとしまして、私のほうから多面的機能支払交付金の補助金補正額について、ご説明申し上げます。

説明に入ります前に、全員協議会において、こちらの場で、議員の皆さんに対しまして、農林政策課より、今年より多面的機能支払交付金に取り組みますというところで、事業内容につきましては、詳しくご説明申し上げましたので、中身については割愛させていただきます。

その後の動きについて、少しご説明申し上げますと、6月17日より説明会を全地区で開催しまして、6月17日から8月5日まで、高森町内各地におきまして、40回以上、約450名の参加、出席のもと、町内全地区で説明会を開催いたしました。この事業の重要性、取り組まなければならない理由等を説明しまして、8月17日までに取り組み面積をすべて集計いたしております。今回、補正

に挙げるものであります。田・畑・原野につきまして、今、取り組みできるところというところで、田につきまして187ヘクタール、畑584ヘクタール、原野564ヘクタールにつきまして、取り組みをしたいという意思を農業者の方からいただいております。今回の補正予算に計上しております。補助金は、今から補正予算をいただきまして、また、これから各地区に戻りまして、どれだけの補助事業を実施できるかどうか、この補正予算の成立後説明会に参りまして、再度、農家の方の意見を取りまとめ、この補助金を最大限使えるように、農林政策課としましても、今後、10月いっぱいまでには完全に形にしていきたいと考えております。

今回、まとめまして、補助金額、多面的機能支払交付金1,350万円です。こちら、町の負担金分だけとなっております。1,350万円同額を県が補助します。この1,350万円、町と県分を合わせた、いわゆる事業費の2分の1は国が補助します。その国費、県費分は直接交付されますので、町から補正計上する1,350万円を今回、計上しております。

伴いまして、農地・水環境保全向上対策事業負担金としまして、当初予算で計上しておりました199万5,000円分を減額しております。

多面的機能支払交付金については、以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課 後藤です。

J A阿蘇南の野菜センターの引っ越しについて、ご説明を申し上げます。

議会の開会の折にもお話いたしましたけれども、当初、町長並びに私の農林政策課に対して、まず、農協のほうからこういう事業を予定しておりますが、それについて助成をお願いしたいということで、一度、町長に面会をさせていただきますという話が5月に参りました。その後、農協さんのほうで、定期の総会があったり、あるいは役員改選等がございまして、私のところに文書を持って正式に来られたのが、8月の頭でございました。

そういうことで、当初、6月の補正に計上するところだったんですが、正式な申し出がないということで、現時点では、まだその段階で出すのは適当ではないということで計上はいたしませんでした。今日、今回の議会でご指摘等はございましたけれども、決して町当局がそれに対して何ら関与をしなかったことではございませんで、町としましては、正式な文書を持って申し入れがない限り、計上するのは適当じゃないという判断で、対応しております。

内容につきましては、当初、町長の説明にございましたとおり、それぞれの農家数の割合、それから、生産面積割合等を考慮いたしまして、その割合を南阿蘇村、それから山都町等の農家の方々と同等の負担割合ということで、今回計上を

いたしております。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長 村上です。

続きまして、3目、畜産事業費、15節、工事請負費及び16、原材料費につきまして、ご説明申し上げます。

前原牧野組合内におきまして、放牧の際に牛がまたげないテキサスゲートというものが設置されておりまして、そのテキサスゲートが林道鍋の平線に設置されているのですが、九州北部豪雨により、前原牧野から上部の山腹工事ですとか、災害復旧工事ですとか、そういった大型車両の通行の往来ですとか、土砂による被害もありますが、それによりましてテキサスゲートが変形しておりまして、放牧牛が脱走する案件が発生しておりまして、安全な放牧に支障を来しておりますので、当課のほうで飼料持久力増産総合対策推進事業という単県事業のほうに計画書を提出しましたところ、採択を受けましたので、工事請負代で103万円、テキサスゲート代を材料として購入しまして、請負業者さんに設置をしていただくという方法で事業の採択を受けましたので、合計しまして140万6,000円を補正予算を計上するものであります。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

5目、農林業地域改善対策事業費、11節、需用費、修繕料でございます。

これは、共同畜舎の一番西側の畜舎が今回の台風の被害によりまして屋根のほう破損し、現在雨漏りをしておりますので、それについての修繕料を計上いたしております。なお、これは風水害の保険の対象となりますので、この修繕料のうちの約半分は保険金として入ってまいります。

以上です。

○農地係長（津留大輔君） 農地係長、津留です。

6目、農業委員会費、11節、需用費です。こちらは、当初予算後に購入が必要となりました図書代を1万9,000円増額補正計上しております。

続きまして、13節、委託料です。こちらは、平成26年4月1日に施行されました農地法の改正によりまして、農地台帳が法定化されました。それに伴いまして、今現在、使用しております農地台帳システムの改修が必要となりました。その必要な経費を補正計上しております。なお、本改修に伴います費用につきましては、県の基金による補助対象経費となっておりますので、100%の補助となっております。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長 村上です。

続きまして、9目、農業費、15節、工事請負費につきましてご説明申し上げます。補正額、工事請負費59万5,000円です。こちらは、平成25年度に芝原地区溜め池を農業農村整備事業において改修いたしましたが、受益者が近隣の住民の方より、火災時等に小型ポンプ車の乗り入れがちょっと難しいと。乗り入れはできるんですが、緊急に出来ないということで改修の要望が上がってきておりますので、危機管理体制をちゃんとしておくために、今回、堤体に進入路を入れる工事を施工したいと思っております。施工に伴います59万5,000円、工事請負費を補正予算計上しております。

よろしく願いいたします。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

12目、農業費、九州北部豪雨災害対策費、7、賃金24万円。それから、使用料及び賃借料35万8,000円。それから、原材料費20万1,000円。これは、いずれも前原牧野の道路の災害復旧でございます。今回、計上となった理由のご説明を申し上げます。

当初、補助対象で行ってございました部分が補助対象工事が終わり、またそれに漏れていた分ということで、再度計上を行いまして、災害復旧を行ってございましたけども、その牧野道の最終の流末のところとなります河川に流入するところの部分につきましては、山林等の所有者の方々のところへ進入をするところの側溝部分が土砂で埋まり、そのまま今現在は、その土砂で埋まった上を通行されて入っていらっしゃる。さらに、河川、側溝部分につきましても、土石の撤去がまだなされていないということで、現在はその上を水が流れているような状態でございます。さらに、その下流域におきましては、洗掘によりまして一部道路のよう壁部分に隙間がおきまして、そのところに現在まだ、水が流入しているということでございます。直接的に今すぐ被害がどうということではございませんけども、今回、もう災害復旧工事がある程度完了しつつある中で、最後に残りました部分の工事を行うということで、賃金、それから機械のリース料等、それから原材料費等を計上させていただきました。

どうかよろしく願いいたします。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長、村上です。

続きまして、5款、農林水産業費、2項、林業費、1目、林業振興費、19節、負担金補助及び交付金についてご説明申し上げます。間伐材供給安定化緊急対策事業、補正額183万7,000円です。こちら、間伐に対します補助が行われて



おりまして、当初予算で2,100万円分計上しておりましたが、決定額2,583万7,000円の決定額をいただきましたので、その差額183万7,000円を補正で計上しております。実施団体としまして、阿蘇森林組合、NPO法人、個人が1名で間伐に対する補助金に取り組みられています。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 以上で説明を終わります。

○委員長（興梠壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。予算や26年補正予算以外のお話を聞きたいというふうに思います。以外のお話ですが、あらいぐまが町の山付の方のわなに入ったというお話を聞いたんですけど、本当かな。

○農林政策課審議員（藤原厚作君） 藤原です。

タヌキです。あらいぐまっていう話しできたんですけど、確認したら、タヌキだったもんで。あらいぐまとタヌキの区別方法とかは指導をして、引き続き、もし発見されれば、対応していきたいなと思っております。

○委員（森田 勝君） 森田です。

11ページの、JA阿蘇南部野菜センター機器ですが。これは、実際何ですかトマトの選果かおそらくなんかの助成ですか。どういうふうな内容を教えてください。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

これは、センサー装置が主です。色、それから形等々をカメラによって、それを識別して、それをその後、選別していくということのその機器自体の更新費用が、総事業費にしまして、約4,100万円です。で、そのうちの約2割を該当町村に助成をお願いしたいということでございます。

で、その中の本町の2割の中の、さらにその中での割合でございますけども、生産者数が9名です。これも全体の12.5%です。それから、栽培面積が284アール。これもまた全体の約12.5%です。同率でございます。で、生産者割合と栽培面積割合は、50%ずつでございますので、計算いたしまして、各々だいたい55万3,000円から55万5,000円ぐらいの金額を足しまして、110万8,956円が、その負担です。

で、今回の更新工事につきましては、すでに、耐用年数が経過しておりまして、いつ壊れてもおかしくないというような状況ですので、早急に改修したいということでございます。で、本町からも共選で出荷されてる農家さんもいらっしゃいますし、町としても助成をするべきだということで、計上をさせていただきました。

○委員（森田 勝君） 経過年数は何年経つととですか。

○農林政策課長（後藤健一君） 10年経ってます。だいたい、機械の耐用年数が5年ということですので。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

11ページの多面的機能支払交付金事業、大変ありがたい事業でございますが、450名の参加ということで、高森町のどの程度の、全体的なものなのか。地区別にだいたい分かるならば、詳細を教えてくださいたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長、村上です。

地区としましては、18地区。大字はすべてカバーしております。大字ですべて組織を立ち上げていただくよう説明会でもお願いしております。

面積の集計のところによりますと、農振地における取り組み面積ですが、田につきましては、67.74%、畑につきましては、43.2%、草地につきましては、25.74%、合計しまして、農振地に占める取り組み面積としまして、34.96%、35%の面積を、今回、出だしとして取り組みたいと考えております。

1期協定は、5年ですので、5年の間に取り組みが出来ないかというところも県、国に対しても要望を上げております。しかし、予算が伴うことですので、確約はできないというお話をいただいておりますので、要望は取りまとめますが、なるべく農振地、ずっとこれから先、農地として維持される場所につきましては、是非取り組みを進めていただきたいという願いはずっと続けていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、農林政策課に関連する付託案件については、終了いたしました。農林

政策課の皆さん、どうもお疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（興梠壽一君） 日程第8、ただ今から、所管事務の閉会中の継続調査についてを審議いたします。閉会中の継続調査については、1. 農林水産業振興に関する事項、2. 土木行政に関する事項、3. 水道事業及び農業用水事業の運営に関する事項、以上、3項目を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、建設経済常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後12時20分